

令和6年度（2024年度）

初任者研修指導資料

中学校・義務育学校用



中学校・義務教育学校

目 次

月	週	研修内容	ページ数	月	週	研修内容	ページ数
4	1	○教師としての心構え・勤務校における 服務・接遇	1	9	16	◎学級活動の進め方(1)	38
		○教育関連法規, 学校の教育目標, 学 校評価, 校務分掌と自分の役割	2			○へき地教育の進め方	39
	2	○学級事務の進め方, 各種通知・学級 通信, 入試事務等について	3	10	17	◎授業の参観と実施(2)	40
		○家庭訪問の在り方, 保護者との面談 の進め方	4		◎各教科の授業の進め方 (2)	41-49	
	3	○学級経営の在り方	5		18	○学校部活動の指導の実際	50
		○生徒理解	6			◎生徒会活動の進め方	51
5	4	◎教科指導の基礎技術(授業を支える ポイント)・教科書について	7		19	○人権教育の実践的進め方	52
		○生徒指導の基礎	8			◎道徳科の特質を生かした学習指導の 実施(2)	53
	5	◎授業の参観と実施(1)	9	20	○特別支援教育	54	
	6	○安全教育・安全管理	10		11	◎各教科の授業の進め方 (3)	41-49
		○保健教育の進め方	11	○個別の課題に対する生徒指導		55	
	6	7	○いじめ・不登校への対応とチーム学校 による生徒指導体制	12	22	○学校図書館の利活用指導	56
◎学習指導要領と教育課程			13	◎各教科の授業の進め方 (4)		57-65	
8		◎教材研究・学習構想案の作成	14	23	○学級集団の指導の進め方	66	
		◎総合的な学習の時間の進め方	15		○伝統や文化・国際理解に関する教育 の充実	67	
9		◎学力向上対策について	16	24	○環境教育について	68	
		◎道徳教育の全体計画, 道徳科の指導 の内容・方法	17		○社会教育	69	
7	10	◎道徳科の特質を生かした学習指導の 実施(1)	18	25	◎授業研究の実施	70	
		○人権教育の推進	19		◎教科指導の評価と改善	71	
	11	○就学前教育について	20	26	○校内研修の意義	72	
		◎評価問題作成と評価の仕方	21		○キャリア教育の進め方(2)	73	
	12	◎各教科の授業の進め方(1)	22-30	27	◎学級活動の進め方(2)	74	
		○通知表の作成	31		○生徒指導の反省と評価	75	
8	13	○課題研究のまとめ方	32	28	○年度末の学級事務処理の仕方	76	
		◎教育の情報化	33		◎各教科の授業づくりの工夫と評価	77	
		○食育の推進	34		◎道徳科の特質を生かした学習指導の 反省と評価	78	
9	14	○生徒指導と教育課程, チーム学校に よる生徒指導体制	35	29	○性に関する指導の進め方	79	
		◎特別活動の意義と内容	36		◎特別活動の反省と評価	80	
	15	○キャリア教育の進め方(1)	37	30	○PTA活動	81	
					○次年度へ向けて	82	
※この冊子における研修内容の配列は年間指導計画の一例である。校内における年間指導計画作成上の参考にすること。 ※○印は一般研修, ◎印は授業研修に関わるもので, これらをそれぞれの研修者の実績に合わせて60時間程度の研修内容になるように計画を 立てること。							

※この冊子における研修内容の配列は年間指導計画の一例である。校内における年間指導計画作成上の参考にすること。
 ※○印は一般研修, ◎印は授業研修に関わるもので, これらをそれぞれの研修者の実績に合わせて60時間程度の研修内容になるように計画を立てること。

4 月	第 1 週	教師としての心構え・勤務校における服務・接遇 (一般研修①)
教師は、学級担任又は教科担任等として、生徒の教育を委任されている。このため、服務は厳正でなければならない。また、常に研究と修養に努めなければならないことを理解させる。 1 今、教師に求められるもの ～「認め、ほめ、励まし、伸ばす」くまもとの教職員～ (1) 教職員としての基本的資質 ア 教育的愛情と人権感覚 イ 使命感と向上心 ウ 組織の一員としての自覚 (2) 教職員としての専門性 ア 児童生徒理解と豊かな心の育成 イ 学習の実践的指導力 ウ 保護者・地域住民との連携 2 勤務校での服務 ※いずれの事項についても、具体的に考える場を設け、自分事として捉えることができるように配慮する (1) 服務の基本 (2) 教師の一日 ア 教師として心掛けるもの 登校－午前－昼食・昼休み－午後－放課後 イ 学級の担任として 生徒への深い愛情に基づいた学級経営、生徒への励まし (3) 接遇 ア 服装 イ 電話対応の基本 (4) その他 ア 報告・連絡・相談の励行 イ 出・退勤、休暇 3 指導資料 ○ 教育基本法 ○ 学校教育法 ○ 地方公務員法 ○ 教育公務員特例法 ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ○ 学校教育法施行規則 ○ 学校保健安全法施行規則 ○ 市・町・村小・中学校管理規則 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」 (令和 6 年 3 月) ○ くまもとの教職員像 ○ 熊本県教員等の資質向上に関する指標		

4 月	第 1 週	教育関連法規, 学校の教育目標, 学校評価, 校務分掌と自分の役割 (一般研修②)
学校では、校長を中心として全ての教職員が力を発揮し、学校総体として、学校教育目標を達成するために様々な取組や指導等が行われている。そのことが学校教育の充実・発展につながり、生徒の生きる力を育むことになるとともに、組織の一員としての自覚を高めることになることを理解させる。		
1 学校教育目標		
(1) 学校教育目標の基盤となっているもの		
ア 法規関係		
(ア) 日本国憲法 (イ) 教育基本法 (ウ) 学校教育法 (エ) その他		
イ 熊本県教育委員会関係		
(ア) 熊本の心 (イ) くまもとの教職員像 熊本県教員等の資質向上に関する指標		
(ウ) 熊本県教育大綱 (エ) 熊本県教育振興基本計画		
(オ) 熊本の学び推進プラン (カ) 義務教育課取組の方向		
(キ) 人権教育取組の方向 (ク) 特別支援教育取組の方向		
(ケ) 体育保健課取組の方向 (コ) 社会教育課取組の方向		
(サ) 学校安全・安心推進課取組の方向 (シ) その他		
ウ 管内、市町村教育委員会関係		
(ア) 各教育事務所の教育目標 (努力点・指導の重点等)		
(イ) 市町村教育委員会の教育目標 (努力点・指導の重点等)		
エ 校区の実態		
(ア) 校区の特色 (産業・文化・歴史・地域性等) (イ) 地域の課題		
(ウ) 保護者の願い		
オ 学校の実態		
(ア) 生徒の実態 (イ) 教育環境 (ウ) 職員構成・組織、校務分掌		
(2) 学校教育目標とその具現化		
ア 学校教育目標とその理念		
イ 目標達成のための努力事項		
ウ 各部 (校務分掌) の取組		
2 学校評価		
(1) 目的		
(2) 法規関係		
ア 学校教育法 イ 学校教育法施行規則		
(3) 自己評価・学校関係者評価・第三者評価		
3 校務分掌		
(1) 学校の教育目標と校務分掌		
(2) 校務分掌における自分の役割		
(3) 校務分掌における自分の仕事内容		
(4) 自分の仕事内容の年間計画		
(5) 昨年度までの資料 (成果・課題等) の活用		
4 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度 (2024 年度) 小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」 (令和 6 年 3 月)		

4 月	第 2 週	学級事務の進め方，各種通知・学級通信， 入試事務等について (一般研修③)
諸表簿の法的根拠や種類，記入の仕方，取扱い等を理解させ，担任として学級を経営するに当たって，諸表簿の引継ぎにより，自分の学級の生徒の様子を知るように努めさせる。 また，入試事務の重要性を認識させ，組織の一員として確実な事務処理ができるよう指導する。 1 諸表簿の法的根拠 (1) 学校備付表簿（学校教育法施行規則第 28 条） (2) 市・町・村立小・中・義務教育学校管理規則に定めてある表簿 2 諸表簿の種類 (1) 指導要録 (2) 健康診断票 (3) 歯の検査票 (4) 出席簿 (5) 週指導計画案 (6) その他 3 整理，保管上の留意事項 (1) 永久保存 (2) 20 年保存 (3) 5 年保存 (4) その他 4 その他学級の生徒の実態を把握する資料 (1) 各種学力調査等（全国学力・学習状況調査，熊本県学力・学習状況調査，標準学力検査等）の結果 (2) 体力・運動能力テストの結果 (3) その他（知能検査等） 5 各種通知・学級通信等 (1) 目的 学級と家庭及び地域を結ぶパイプ (2) 内容例 ・行事や学習内容の連絡 ・生活指導面の連絡と家庭への協力依頼 ・保護者の意見，要望 ・学習活動面や生活面の連絡 ・生徒の学校での生活の様子や学習状況が見えるもの ・教育の動向 6 入試事務 (1) 目的 入試事務の重要性についての意識を高め，適切な事務処理ができるようにする。 (2) 内容例 ・入試事務の内容理解 ・入試事務の重要性 ・確実なチェック体制の必要性 ・事例を用いた研修 7 指導資料 ○ 熊本県教育関係者必携（学校教育法施行規則，学校保健安全法） ○ 市・町・村立小・中学校管理規則 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

4 月	第 2 週	家庭訪問の在り方，保護者との面談の進め方 (一般研修④)
1 家庭訪問の在り方 学校教育は，保護者の理解と協力がなければ十分な教育効果を上げられない。家庭訪問は，生徒の家庭やその地域を理解し，保護者との相互理解を深め，連携を求めるためのものである。そのための具体的な連携の在り方について理解させる。 (1) 意義 (2) 方法 ア 定期的（年度当初等） イ 臨時的（日常の教育活動の一環として） (3) 話合いの内容 ア 保護者の教育観 イ 生徒の家庭・地域での生活 ウ 学校の教育方針や教師の教育観 (4) 配慮事項 ア 目的・日時等の事前連絡 イ 事後の処理や記録 ウ あいさつ，服装，態度，言葉遣い，時間 2 保護者との面談の進め方 学校教育を効果的に展開するためには，保護者との連携を密にすることが大切である。方法としては，授業参観，学級懇談，個人面談，家庭訪問，学級通信の発行等がある。特に，個人面談は，生徒一人一人の能力，特性に応じた指導を行う上で有効であることを理解させる。 (1) 個人面談のねらいと留意点 ア 個人面談のねらい イ 生徒一人一人の実態，課題の把握 ウ 個人面談に臨む姿勢 — 共感的態度・信頼関係の確立 (2) 特定の生徒の保護者と特別に面談を行う場合 ア 特に配慮が必要 イ 学校組織体としての（複数での）対応 (3) 記録をとる場合 面談中の記録は控え，終了後に整理する。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

4 月	第 3 週	学級経営の在り方 (一般研修⑤)
生徒が学校生活の大半を過ごす学級の質は、生徒一人一人にとって学校生活の充実感を大きく左右するものである。それだけに、学級担任をするということは、教師にとっての喜びであると同時に、学級経営にも大きな責任を負うことになる。ここでは、学級経営の在り方について具体的に理解させる。 1 学級経営の意義と学級担任の使命 (1) 学級経営の意義 (2) 条件整備の内容 (3) 学級集団づくり 2 学級の教育目標の設定 (1) 学校（学年）の教育目標の捉え方と学級の教育目標との関連 (2) 学級の教育目標の設定の手順と具現化 3 学級経営の実際 (1) 学級経営の領域と内容 (2) 学級経営の考え方と進め方及び評価 4 学級経営案の作成 学級経営案について 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		

4 月	第 3 週	生徒理解 (一般研修⑥)
		1 生徒指導の基盤となる生徒理解 一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性・興味・関心等をもっている。また、生育環境も進路希望等も異なる。生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接に加えて、他の教職員等との情報交換を密に行い、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。 2 生徒理解に必要な資料の収集の方法 (1) 観察法 健康観察，コミュニケーション（言語・非言語），行動観察，教職員同士の情報交換，複数の観察者による情報交換等 (2) 面接法 家庭訪問，教育相談，三者面談等 (3) 質問紙調査法 家庭環境調査，保健調査，生活実態調査，心のアンケート，進路希望調査，いじめ調査等 (4) 検査法 知能検査，学力検査，発達検査等 (5) 作品法 作文，日記，美術等の作品 (6) 事例研究法 蓄積された事例を基に理解していく方法 3 資料収集に当たっての留意点 (1) 個人情報の保護 個人情報保護法の施行以来，生徒の環境に関する情報の収集及び保管はより慎重に行う必要がある。 (2) 校内，家庭，地域，学校種間，関係諸機関との連携・情報共有 幼保小中連携，中高連携，地域住民，学校運営協議会，医療機関，警察，保健福祉関係，児童相談所等 4 思春期の心理と発達 思春期は第二性徴や第二次反抗期等，精神的にも身体的にも大きな変化を経験する時期である。大人と子供の狭間にあり，見えない将来への不安を抱えながら，親からの精神的な自立に向けて悩み，絶対だった大人に対する否定が反抗となり，友達関係も内面を共有する仲間へと変わっていく。 (1) 小学校から中学校への移行 (2) 抽象的思考の発達 (3) 将来展望の成立 (4) 自我同一性の芽生え (5) 抑うつ傾向 (6) 非行の芽生え (7) 性的成熟と性的行動 (8) 身体像の形成 (9) 親からの独立 (10) 親友関係の成立 5 指導資料 ○ 文部科学省「生徒指導提要」（平成 22 年）P 43～81 ○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P 23～24 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）

5 月	第 4 週	教科指導の基礎技術（授業を支えるポイント）・教科書について（授業研修①）
まず、「確かな学力」の育成に当たり、教育基本法の第 5 条に規定された「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培う」という義務教育の目的を達成するために、学校教育法（第 30 条）に規定された学力の重要な要素①基礎的な知識及び技能，②知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力，判断力，表現力等，③主体的に学習に取り組む態度を，全ての生徒に身に付けさせなければならないことを確認させる。 次に，授業を効果的，効率的なものにするために，「確かな学力」を育成することにつながる授業の条件や学習指導上の具体的留意事項並びに学習規律等の重要性について理解させる。 また，授業を支える要素は多いが，その中でも学習環境（教師の言語感覚，教室設営，座席等），ノートや家庭学習の指導等に十分配慮することが大切であることも理解させる。 1 「確かな学力」を育成することにつながる授業 (1) 学習指導要領のねらいと内容を踏まえた授業 (2) 「熊本の学び推進プラン」に示された授業づくりのポイント 1 ～ 4 を踏まえた授業 (3) 生徒一人一人の習熟の程度等，個に応じた指導 2 教科書の取扱い 「生徒は，教科書に記述されている内容は，全て学習しなければならない」とする従来型の教科書観について，「個々の生徒の理解に応じて指導を充実する」，「生徒が興味・関心をもって読み進められる」，「生徒が家庭でも主体的に自学自習ができる」といった観点から，その考え方を転換していくことが求められている。学習指導要領や学習指導要領解説を熟読し，「生徒にこのような力を身に付けさせたい」ということを明確にした上で指導事項を教科書で指導することが大切である。 3 授業を支える要素 (1) 学習規律 学習を効果的に進めるためには，生徒の学習態度等のあるべき姿について，教師と生徒が共通理解し，ルールをつくり，継続的に学習中の態度等を育てていく必要がある。 ・準備における学習規律 ・学習過程の段階における学習規律 ・学習形態による学習規律 (2) 机間指導 一人一人の学習意欲，理解度，考え等を察知し，個に応じた適切な指導・助言を行う。 (3) 教室設営（展示・掲示） ・学習の場，生活の場（授業との一体化，整理された環境） ・生き生きとした雰囲気（新鮮さ，定期的に更新） ・学級への所属感（生徒のアイデア重視，展示の機会均等等） ・教師の温かさ（添削，励まし等） (4) 座席 教室における座席は，心身の状況や友人関係等に配慮して，生徒が集中して学習に取り組んだり，互いに支え合ったりすることができるようにする。 (5) ノート指導 発達の段階を考慮して，学年・教科に合ったノート・筆記用具等を使用させる。記録・練習・思考を助けるためのノートの使用法をきめ細かく指導する。 (6) 家庭学習の指導 家庭学習の習慣化を図ったり，主体的な学習へとつなげたりするために，適度な質・量の宿題を計画的に出す。 (7) 個に応じた配慮 生徒一人一人の習熟の程度や，発達障がいに対する適切な配慮や支援を行う。 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月）※ホームページ（以下，HP とする。）		

5 月	第 4 週	生徒指導の基礎 (一般研修⑦)
1 生徒指導の定義と目的 生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものである。 2 生徒指導の実践上の視点 生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、「多様な教育活動を通して、生徒が主体的に課題に挑戦してみることに」や「多様な他者と協働して創意工夫すること」の重要性等を実感することが大切である。 (1) 自己存在感の感受 (2) 共感的な人間関係の育成 (3) 自己決定の場の提供 (4) 安全・安心な風土の醸成 3 生徒指導の構造 (1) 2 軸 3 類 4 層構造 (2) 発達支持的生徒指導 (3) 予防的生徒指導:課題未然防止教育 (4) 課題予防的生徒指導:課題早期発見対応 (5) 困難課題対応的生徒指導 4 生徒指導の方法 (1) 生徒理解 (2) 集団指導と個別指導 (3) ガイダンスとカウンセリング (4) チーム支援による組織的対応 5 生徒指導の基盤 (1) 教職員集団の同僚性 不安や苦しみを自覚したときに、一人で抱え込まず、相談すること。 (2) 生徒指導マネジメント 6 生徒指導の取組上の留意点 (1) 生徒の権利の理解 (2) I C T の活用 (3) 幼児教育との接続：スタートカリキュラムの工夫 (4) 社会的自立に向けた取組 7 指導資料 ○ 文部科学省「生徒指導提要」(令和 4 年) P 1 ～ 38 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		

5 月	第 5 週	授業の参観と実施(1) (授業研修②)
授業参観は、授業技術を身に付ける大変有効な手段の一つである。校内でも先輩教師の授業参観や授業研究会等への参加など、初任者には様々な授業参観の機会を設ける配慮も必要である。 ここでは、授業参観の心構えとポイントについて研修を行い、その意義について理解させる。 1 授業参観の姿勢・心構えについて (1) 課題意識を大切にすること 授業参観をするに当たって、何を目的として、どのように参観するのかを事前にはっきりとさせ、授業を漠然と参観することのないようにすることが大切である。 (2) 初任者の主体的・意欲的な授業改善につなげること 事前研究、参観中の記録、事後の反省・整理、自分の授業への活用等を自主的に行うよう初任者の意欲を高める指導を行うことが大切である。 また、参観する授業の目的や内容、参観するクラスの実態等についての情報をあらかじめもつこと、自分の課題等に沿って参観中の記録を的確にとること、参観後に課題解決に向けてのまとめを行うようにすること、今後の授業改善への活用を図ることなど、初任者が主体的・意欲的に行えるような指導を行うことが大切である。 2 授業を参観する際のポイント（「熊本の学び」授業実践の7つのチェックリストより） ・（子供たちは）互いに失敗や間違いを認めたり、考えの違いを大切にしたりしているか。 ・（子供たちは）単元終了時の姿を共有しているか。 ・（子供たちは）「わくわく」など、知的好奇心や興味・関心を高めて学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「なぜ」「おそらく」など、疑問をもったり予想したりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「やってみよう」「なるほど」「きっと」など、挑戦したり納得したりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）「分かった」「できた」「もっとやってみよう」など、実感や達成感を得たり更なる意欲を高めたりして学習に取り組んでいるか。 ・（子供たちは）自分の習熟度に合った課題などに取り組んでいるか。 ・（子供たちは）ICTの活用により、学ぶ意欲が高まったり、学習の理解を深めたりしているか。 ・（子供たちは）板書を基に学習の流れを振り返っているか。 3 指導資料 ○ 国立教育政策研究所『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 中学校編』（令和2年3月） ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会『『学習評価のポイント』及び『学習構想案例』【中学校】』※HP ○ 熊本県教育委員会『『熊本の学び』授業実践の7つのチェックリスト』		

5 月	第 6 週	安全教育・安全管理 (一般研修⑧)
学校安全の内容と指導の場を知り、地域の実態に応じた適切な学習指導の進め方について理解させる。		
1 学校安全の構造について		
学校安全 安全管理 各教科（保健体育科，社会科，理科，技術・家庭科，道徳科等） 総合的な学習の時間 特別活動（学級活動，学校行事，生徒会活動） 日常の学校生活での指導や個別指導 安全管理 対人管理 心身の安全管理 生活や行動の安全管理 対物管理 学校環境の安全管理 組織活動 教職員の組織，協力体制の確立（役割の明確化） 家庭との連携 地域の関係機関・団体との連携及び学校間の連携 学校安全委員会（学校安全に関する連携会議）		
2 学校安全計画について		
3 学校安全の領域について		
(1) 生活安全（日常生活で起こる事件・事故災害と防犯）		
(2) 交通安全（様々な交通場面における危険と安全）		
(3) 災害安全（火災，地震，津波，風水（雪）害，火山活動，原子力災害等に対する防災）		
4 生活・交通・災害安全教育の進め方について		
5 安全点検の実施方法について		
6 救急措置と救急体制について		
7 指導資料		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「中学校自転車に関する安全指導の手引」 ○ 熊本県教育委員会「健康教育の手引」 ○ 文部科学省「学校の安全管理に関する取組事例集」（平成 15 年） ○ 文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」（平成 18 年） ○ 文部科学省「防災教育教材『災害から命を守るために』（中学生向け）」DVD（平成 21 年） ○ 自転車安全教育用図説パンフレット&パソコンソフト （製作：日本交通安全教育普及協会，配布：熊本県教育委員会 平成 20 年） ○ 文部科学省「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」 （中学校・高等学校教職員向け）DVD（文部科学省 平成 22 年） ○ 東日本大震災を受けた今後の防災教育・防災管理等に関する有識者会議中間とりまとめ （平成 23 年） ○ 文部科学省「安全な通学を考える～加害者にもならない～」DVDソフト（平成 24 年） ○ 文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成 24 年） ○ 文部科学省「生きる力」を育む防災教育の展開（平成 25 年） ○ 熊本県教育委員会「学校安全教育指導の手引」（平成 27 年） ○ 熊本県教育委員会「学校防災（地震，津波）マニュアル作成の手引」（平成 29 年） ○ 熊本県教育委員会「学校防災教育指導の手引」（平成 30 年 3 月） ○ 文部科学省「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」 （令和 6 年 3 月） ○ 文部科学省「第 3 次学校安全の推進に関する計画」（令和 4 年 3 月）		

5 月	第 6 週	保健教育の進め方 (一般研修⑨)
		近年、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物に関する情報の入手が容易になるなど、生徒を取り巻く環境が大きく変化している中、生徒が、健康情報や性に関する情報等を正しく選択して適切に行動できるようにすることが喫緊の課題となっていることを理解させる。 1 「生きる力」を育む健康教育 ※健康教育とは保健教育、安全教育、食育のこと 中教審答申では、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の一つとして「健康・安全・食に関する力」についての資質・能力が次のように示された。 (1) 様々な健康課題、自然災害や事件・事故等の危険性、健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し、健康で安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識及び技能) (2) 自らの健康や安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、健康で安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、それを表す力を身に付けていること。(思考力、判断力、表現力等) (3) 健康や安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に、自他の健康で安全な生活を実現しようとしたり、健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力、人間性等) 2 保健教育の目標 小学校、中学校、高等学校を通じて、学校における保健教育の目標は、生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことである。 3 保健教育の進め方 (1) 中学生における心身の発育・発達等の特性を踏まえる 中学生期には、多くの生徒が発育急進期を迎え、身体が劇的に変化するが、その開始期や発育量には大きな個人差が認められる。心の面では、小児から大人への変化の時期であり、小学生期に比較すると心理的にも不安定な時期に当たる。生活面においても、生活範囲の拡大や課外活動等への参加に伴う生活時間の変化や夜型の生活になりがちになるなど生活習慣に大きな変化が見られる。学校生活においても、新しい友達との出会いや、教科担任制による多様な教師との出会い、社会的関心の広がり、そして進路の選択など新しい環境や課題に直面していく。 (2) カリキュラム・マネジメントによる保健教育の推進 保健体育科保健分野、特別活動、総合的な学習の時間など関連する教科等がそれぞれの特質に応じて行われた上で、相互に関連させて指導していくこと、いわゆるカリキュラム・マネジメントが求められる。その際、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、面談や意図的な対話、言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングといった個別指導に関連させて、生徒の発達を支援することも重要である。 ア 保健体育科保健分野 保健分野では、個人生活における健康・安全に関する内容についてより科学的に理解する。「健康な生活と疾病の予防」、「心身の機能の発達と心の健康」、「傷害の防止」、「健康と環境」の4単元を学習する。 イ 特別活動 学級活動における「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」や生徒会活動、学校行事等で扱う。 ウ 総合的な学習の時間 教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をし、探究的な学習や協働的な学習とする。 (3) 人的な体制の整備 養護教諭や栄養教諭、スクールカウンセラーなどと連携して教育効果を高めると同時に、地域との連携・協働に加えて、家庭の協力も不可欠である。 4 指導資料 ○ 文部科学省「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」(令和2年3月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」(平成29年7月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成29年7月) ○ 文部科学省「感染症の予防」(令和2年3月) ○ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の予防」(令和4年3月) ○ 文部科学省「がん教育推進のための教材」(令和3年3月一部改訂版)

6 月	第 7 週	いじめ・不登校への対応と チーム学校による生徒指導体制（一般研修⑩）
いじめや不登校、暴力行為など生徒指導上の課題解決のためには、生徒の抱える悩みをできるだけ早く発見し、悩みが深刻化しないうちに対応することが重要である。そこで、生徒指導と教育相談が一体となって、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには、事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援」に重点をおいたチーム支援体制をつくることが求められることを理解させる。		
1 チーム学校による生徒指導体制		
(1) チーム学校として機能する学校組織		
(2) 教育相談体制		
・教育相談の基本的な考え方と活動の体制		
・教育相談活動の全校的展開		
・平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨及び新型コロナウイルス感染症に伴う心のケア		
(3) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援		
2 いじめ・不登校への対応		
(1) いじめへの対応		
ア 未然防止と早期発見・早期対応		
教職員の日常的な気付きを情報集約担当者等と共有する。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく、組織で行う。		
イ 学校環境の変化を踏まえた対応		
ウ 相談体制づくり		
エ 道徳的実践力や人間関係づくりの力の育成		
オ 生徒との信頼関係の構築		
カ 教職員の人権感覚の向上		
キ 家庭・地域・関係機関との連携		
ク SNS や携帯電話等への対応		
※「熊本県公立学校 心のアンケート～楽しい学校生活をおくるために～」の実施		
(2) 不登校への対応		
ア 不登校生徒への適切な働きかけ		
【不登校対策重点取組事項】		
未然防止 ○魅力ある学校づくりの推進 ○「SOS の出し方に関する教育」等の実施		
初期対応 ○「愛の 1・2・3 運動+1（プラスワン）」の実施		
○不登校対策会議等の実施 ○「不登校支援シート」等を活用した情報提供		
自立支援 ○小・中・義務教育学校・高等学校の引継ぎ		
○教育支援センターや民間施設等との連携		
○ICT を活用した学習支援 ○「不登校児童生徒の保護者の会」の開催		
イ 保護者支援		
ウ SC, SSW 等の専門家の活用、専門機関との連携		
※不登校対策の基本は、「初期対応」「組織対応」「継続対応」である。		
5 指導資料		
○ 文部科学省「生徒指導提要」（平成 22 年）P99～135, P185～187		
○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P16～17, P68～96, P120～140, P221～239		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書		
くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」		
（令和 6 年 3 月）		
○ 熊本県教育委員会「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」「いじめ防止等リーフレット～子供たちの安心と笑顔のために～」（令和 2 年 11 月）		
○ 熊本県教育委員会「大規模災害発生時における学校再開と心のケアハンドブック」（令和 3 年度改訂版）		

6 月	第 7 週	学習指導要領と教育課程 (授業研修③)
学校教育の目的や各学校の教育目標を達成するための学校の教育計画である教育課程の編成，指導計画の作成，教育課程の実施・評価等の全体像を理解させる。 1 指導内容 (1) 教育課程の意義 (2) 教育課程に関する法制 (3) 教育課程の編成及び実施 ① 教育課程編成の原則 ② 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動 ③ 育成を目指す資質・能力 ④ カリキュラム・マネジメントの充実 (4) 教育課程の実施と学習評価 (5) 教育課程の評価と改善 2 留意点 (1) 指導に当たっては，常に自校の教育課程を資料として用いること。 (2) 教育課程は，関係法令及び学習指導要領に従って編成すること。 (3) 教育課程は，学校の教育目標の達成を目指して編成すること。 (4) 教育課程は，中学校 3 か年を見通した編成をすること。 (5) 教育課程は，その年度できちんと実施しなければならないこと。 (6) 教育課程は，P D C A サイクルにより，常に改善していくこと。 3 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育関係者必携 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

6 月	第 8 週	教材研究・学習構想案の作成 (授業研修④)
「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、教材研究を十分に行い、具体的な展開のための学習構想案等を作成することが必要であることを理解させる。		
1 教材研究		
(1) 中学校学習指導要領解説の熟読及び使用教科書の分析をする。(他社の教科書と比較することもある) (2) 系統を確認する。(小学校の指導内容も確認) (3) 単元(題材)の目標を吟味し、指導内容を明確にする。 (4) 教材の選定や分析を行う。		
2 指導計画等の立案		
(1) 年間指導計画を基に、単元(題材)の指導計画を立てる。 (2) 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所)、「学習評価のポイント」「新学習指導要領下での各教科の学習評価の在り方について」(熊本県教育委員会)及び各学校の「評価規準表」を参照し、評価計画を立てる。		
3 学習構想案の作成(「熊本の学び推進プラン」より)		
(1) 「学習構想案」について ア 単元構想：目標、評価規準、単元終了時の子供の姿、単元を通した学習課題、本単元で働かせる見方・考え方、指導計画と評価計画について記述する。 イ 単元における系統及び生徒の実態：学習指導要領における該当箇所、教材・題材の価値、本単元における系統、生徒の実態について記述する。 ウ 指導に当たっての留意点：校内研修の取組の視点等から明記する。 エ 本時の学習：本時の目標や展開を示す。上記の単元(題材)、系統、生徒の実態を踏まえ、具体的な手立てを記述する。 ※具体的には、各学校の様式に基づき、事例を基に説明を行う。		
(2) 評価について 平成 29 年改訂で学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点到整理された。よって、評価については、「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所)を参照し、生徒の学習の状況を分析的に捉えられるようにする。 参考：リンク先 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html		
(3) 授業の質を高めるチェックポイントの活用 作成した学習構想案を次の四つの視点から点検する。 ア 基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導ができているか。 イ 生徒が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習ができているか。 ・全国学力・学習状況調査や熊本県学力・学習状況調査問題等を活用した発問の工夫等がなされているか ・伝え合い、高め合う言語活動の充実がなされているか。 ウ 教材開発の工夫により、楽しい・分かる授業づくりができているか。 エ 指導と評価の一体化が図られているか。		
4 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引 書くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年 12 月) ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「学習評価のポイント」「新学習指導要領下での各教科の学習評価の在り方について」 ※HP		

6 月	第 8 週	総合的な学習の時間の進め方 (授業研修⑤)
総合的な学習の時間では、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指し、探究的な学習過程を充実させることが重要であることを理解させる。		
1 総合的な学習の時間における改訂の趣旨及び要点	総合的な学習の時間における生徒の学習の姿	
2 総合的な学習の時間の目標 ・目標の構成 ・総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力		
3 各学校において定める目標及び内容		
(1) 各学校において定める目標		
各学校においては、第 1 の目標を踏まえるとともに、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定める。		
(2) 各学校において定める内容		
ア 「目標を実現するにふさわしい探究課題」の設定		
イ 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の設定		
4 指導計画の作成について		
5 総合的な学習の時間の学習指導		
(1) 学習指導の基本的な考え方		
ア 生徒の主体性の重視	《探究的な学習過程》 ①【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ ②【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする ③【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する ④【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する	
イ 適切な指導の在り方		
ウ 具体的で発展的な教材		
(2) 探究的な学習の過程における「主体的・対話的で深い学び」		
(3) 探究的な学習の指導のポイント		
ア 学習過程を探究的にすること		
イ 他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること		
6 総合的な学習の時間の評価		
(1) 学習評価の充実		
(2) 「目標に準拠した評価」に向けた評価の観点の在り方		
(3) 評価の方法		
7 指導資料		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」(平成 29 年 7 月)		
○ 国立教育政策研究所『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 総合的な学習の時間」(令和 2 年 7 月)		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引 書くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		
○ 文部科学省「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校編)」(令和 4 年 3 月)		

6 月	第 9 週	学力向上対策について (授業研修⑥)
1 本県の学力向上について 本県では、「熊本の学び」を推進し、全ての子供たちが能動的に学び、確かな学力を身に付けることを目指している。諸学力調査の結果から、児童生徒は「学校に行くのが楽しい」、「先生はよいところを認めてくれている」と感じている児童生徒の割合が全国平均と比較して高い一方で、「児童生徒の学びに向けた主体性の発揮」、「児童生徒の学習内容の理解度」等の学習状況に課題が見られているところである。県教育委員会では、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するため、「課題の改善に向けた重点取組及び参考指標」を各学校に通知し、学校の状況に応じた特色のある取組の充実を図っている。		2 学力向上対策の概要 (1) 全国学力・学習状況調査と熊本県学力・学習状況調査を起点とした学力向上のPDCA検証改善サイクルの確立（「熊本の学び推進プラン（冊子）」第4章参照） (2) 教職員研修会の開催・参加 (3) 個に応じた指導の充実 (4) 各教科の学力の状況の把握 「全国学力・学習状況調査」・「熊本県学力・学習状況調査」の結果及び問題分析等 (5) 熊本県「熊本の学び」研究指定校における研究推進 (6) 研究成果の普及・啓発 (7) 学力向上アドバイザー派遣事業 (8) 学力向上支援訪問の実施 3 生徒の学力の定着を図る具体的な方策 (1) 目標に準拠した評価 (2) 学習内容の理解や習熟の程度を客観的に把握する評価の工夫 (3) 各教科の基礎的な知識及び技能の明確化 (4) 基礎的な知識及び技能の体系化 (5) 指導計画に基づいた授業の実践 (6) 指導法の評価・改善及び事後指導 (7) 総合的な学習の時間等との関連 4 研究指定校の役割 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」 ○ 熊本県教育委員会「研究指定校関連情報」 ※HP

6 月	第 9 週	道徳教育の全体計画, 道徳科の指導の内容・方法 (授業研修⑦)
道徳教育における全体計画の意義や立案の仕方及び道徳科の特質を生かした指導の在り方等について理解させる。 1 道徳教育の指導体制と全体計画 (1) 道徳教育の指導体制 (2) 道徳教育の全体計画 (別葉も含む) (3) 各教科等における指導の基本方針 (4) 各教科等における道徳教育 2 道徳科の指導 (1) 指導の基本方針 (2) 道徳科の特質を生かした学習指導の展開 (3) 学習指導の多様な展開 ア 多様な教材を生かした指導 イ 体験の生かし方を工夫した指導 ウ 各教科等との関連をもたせた学習の指導 (4) 指導の配慮事項 (中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 特別の教科 道徳編第 4 章 第 3 節より) ア 道徳教育推進教師を中心とした指導体制 イ 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導 ウ 生徒が主体的に道徳性を育むための指導 エ 多様な考え方を生かすための言語活動 オ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導 カ 情報モラルと現代的な課題に関する指導 キ 家庭や地域社会との連携による指導 3 道徳科の評価 (中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 特別の教科 道徳編第 5 章より) 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。 (1) 道徳科における評価の意義 (2) 道徳科における生徒の学習状況及び成長の様子についての評価 (視点 1 及び視点 2) (3) 道徳科の授業に対する評価 (観点 6) 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」(令和 5 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」(令和 5 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組 DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』DVD」 ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』一道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度 (2024 年度) 小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領」(平成29年 3 月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年 7 月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」(平成29年 7 月) ○ 文部科学省「中学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP		

6 月	第 10 週	道徳科の特質を生かした学習指導の実施（1） （授業研修⑧）
道徳科の特質と基本的な指導過程について理解させる。		
1 道徳科の目標 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。		
2 道徳科の特質 道徳科は、生徒一人一人が、ねらいに含まれる道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間であることを理解する必要がある。		
3 道徳科学習構想案の作成 (1) 道徳科の学習構想案の内容 ア 主題名、ねらいと教材、主題設定の理由 イ 学習指導過程（導入、展開、終末） ウ 他の教育活動などとの関連、評価の視点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など (2) 学習構想案作成の手順 (3) 学習構想案作成上の創意工夫		
4 道徳科の特質を生かした学習指導 (1) 導入…道徳的価値や人間としての生き方についての自覚に向けて動機付けを図る段階 (2) 展開…ねらいを達成するための中心となる段階 (3) 終末…人間としての生き方についての考えを深める段階		
5 道徳科に生かす指導方法の工夫 (1) 教材を提示する工夫 (2) 発問の工夫 (3) 話合いの工夫 (4) 書く活動の工夫 (5) 動作化、役割演技等の表現活動の工夫 (6) 板書を生かす工夫 (7) 説話の工夫		
6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」（令和 5 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」（令和 5 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組 DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成 28 年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「平成 28 年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』DVD」 ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』—道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省「中学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ※HP		

6 月	第 10 週	人権教育の推進 (一般研修⑪)
		部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子供、高齢者や障がい者の人権、水俣病をめぐる人権やハンセン病回復者及びその家族の人権に関する問題、インターネットを悪用した人権侵害、新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別の問題など、様々な人権問題が存在している。 さらに、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である拉致問題は、我が国だけでなく、国際社会を挙げて取り組むべき人権問題となっている。 人権は、人が生まれながらにしてもっている基本的な権利であり、最も尊重されるべきものである。県民一人一人の人権意識を高め、様々な人権問題を解決するために、幼児児童生徒など、一人一人の発達段階に応じて人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を推進することを理解させる。 - 人権とは - 人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利 - 安心して生きる権利、自分で自由に考える権利、仕事を自由に選んで働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらにしてもっている基本的で具体的な権利 - 人権教育とは 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動 - 学校における人権教育の目標 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より 一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。 - 人権教育の推進 「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏まえて、人権教育を総合的かつ計画的に推進する。 - 教職員一人一人が、様々な人権問題の解決を自らの課題と捉え、全ての教育活動の中で教育の根幹に人権教育を据えて実践することにより、人権尊重に対する豊かな感性や主体的に問題解決に取り組もうとする意識、実践力をもった生徒の育成に努める。 - 学校においては、「人権教育取組の方向」により、「人権尊重の精神に立った学校づくり」に向け、校長がリーダーシップを発揮し、人権教育主任を中心とした効果的な役割分担により研修の充実と推進体制の機能を更に強化するとともに、指導方法等の工夫・改善を図り、全ての教育活動を通して人権教育を推進する。 - 指導資料 ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月） ○ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成 20 年 3 月） ○ 熊本県人権教育・啓発基本計画【第 4 次改定版】（令和 2 年 12 月） ○ 熊本県教育委員会『くすのき』中学校用（平成 7 年度） ○ 熊本県教育委員会「くすのき実践事例集」（平成 10 年度） ○ 熊本県教育委員会「人権・同和教育推進資料」（平成 11～14 年度） ○ 熊本県教育委員会「人権教育推進資料・人権教育推進資料集」（平成 15～28 年度） ○ 熊本県教育振興基本計画「第 3 期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」（令和 3 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月） ○ 熊本県教育大綱（令和 3 年 3 月改訂） ○ 熊本県教育委員会「人権教育の推進に向けて（教職員向け人権教育研修用リーフレット）」（令和 3 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「実践行動につなぐ」授業への 3 つのアプローチ（令和 4 年 3 月）

7 月	第 11 週	就学前教育について (一般研修⑫)
1 就学前教育の重要性 (1) 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。 (2) 学校教育の始まりとして就学前教育を捉えれば、就学前教育は、「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る、「生きる力」の基礎を育成する役割を担っている。 2 本県における就学前教育の推進 (1) 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(次期プランは令和6年度策定見込み)の基本的方向性1「家庭・地域の教育力向上」において、取組1「家庭の教育力の向上」、取組2「地域の教育力の向上」、取組3「就学前教育の充実と小学校以降の教育との連携強化」を図り、家庭教育支援を推進している。 (2) 第2期くまもと子ども・子育てプラン(令和2年3月策定) ※熊本県就学前教育振興「新 肥後っ子ががやきプラン」(平成28年度～平成31年度)は、令和2年3月策定「第2期くまもと子ども・子育てプラン」の中に発展的に一体化し、就学前教育・保育の更なる充実を図っている。 3 「育ちをつなぐ」連携・接続の推進 (1) 認定こども園、幼稚園、保育所等の連携の推進 (2) 小学校以降の教育との円滑な接続 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月) ○ 熊本県教育委員会「幼児期の終わりから小学校入学への円滑な接続」(令和3年2月) ○ 熊本県教育委員会「幼児期の終わりから小学校入学への『円滑な接続』に向けたくまもとスタンダード」(令和3年7月) ○ 文部科学省「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について(報告)」(平成22年11月) ○ 文部科学省「スタートカリキュラムの編成の仕方・進め方が分かる『スタートカリキュラムスタートブック』」(平成27年1月) ○ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針」(平成29年3月)		



7 月	第 11 週	評価問題作成と評価の仕方 (授業研修⑨)
学習評価については、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進め、指導に生かす評価（指導と評価の一体化）を充実させることが大切であり、評価の基本的な考え方や評価問題作成上のポイントについて理解させる。 1 学習評価の基本的な考え方 学校の教育活動では、計画（P）、実行（D）、評価（C）、改善（A）という一連の活動が繰り返されながら、生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されている。すなわち、指導と評価とは別ものではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、更に新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要である。 目標に準拠した評価においては、生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を適切に評価し、その評価を指導に生かすことが求められる。そのため、評価活動を評価のための評価に終わらせることなく、指導の改善に生かすことによって、指導の質を高める努力をすることが必要である。 (1) 診断的評価 (2) 学習過程における評価（形成的評価） 指導に生かす評価（主に「努力を要する生徒」を確認し、その後の指導に生かすための評価） (3) 総括的評価 記録に残す評価（全員が対象で、総括の資料に生かすための評価） (4) その他 ※学習評価については、指導の説明責任だけではなく、指導の結果責任も問われていることを前提としつつ、評価の観点並びにそれぞれの観点の評価の考え方、評価規準、評価方法及び評価時期等について、学習指導要領の基本的な考え方を踏まえて、より一層簡素で効果的な学習評価を検討する必要がある。 2 評価問題作成のポイント (1) 授業における指導目標（ねらい）を明確にすること。 (2) 観点別学習状況の評価に役立つように配慮しておくこと。（「全国学力・学習状況調査」等の活用） (3) 授業の過程の中で最も適切な段階に、最も有効な方法によって評価を行うこと。 (4) 教師自身の形成的評価に役立つものを作成すること。 (5) 具体的な指導の手掛かりが見えるものを作成すること。 (6) 思考力、判断力、表現力等を評価する問題を、作成し、活用すること。 (7) 問題として取り上げる題材や場面設定については、生徒や地域の実態を踏まえるとともに、人権尊重の視点にも十分配慮すること。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査評価問題」※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査過去問題（単元別・領域別）」 ※HP ○ 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」 ○ 国立教育政策研究所「学習評価の在り方ハンドブック」（令和元年 6 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「指導と評価の一体化（学習評価）」 ※HP		

7 月	第 12 週	国語科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
国語科においては、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成することを目指している。そのため、国語科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語を尊重する態度を育てるとともに、各教科等の学習の基本となる国語の能力を身に付けさせ、我が国の言語文化を享受し、継承・発展させる態度を育てなければならない。 このことを踏まえ、国語科の授業の進め方を理解し実践できるように、指導者による授業を参観させ、授業を展開する上での基礎・基本を理解させる。 1 指導者による授業を参観させる。 (1) 本時の目標、学習課題と言語活動、まとめ・振り返りを示して指導者による授業を参観させる。 (2) 観察の視点を与えて、記録をとらせる。特に教師の発話と生徒の反応は記録させる。 2 授業を次の視点で考察させる。 (1) 目標、めあて・学習課題の押さえ方、基礎的・基本的事項の洗い出し、まとめ・振り返りの内容 (2) 学習過程と学習形態 (3) 教材・教具・資料の準備と活用 (4) 自分の考えを表現する場と個に応じた指導 (5) 評価規準の設定、評価方法の具体化 3 教師の発話の分析をさせる。 記録した発話を次の視点で分類・分析させ、国語の本質にそった発話、生徒の学習意欲につながる発話、思考を広げ、深める発話、実生活・実社会との関わりをもたせる発話等について考えさせる。 ①中心発問（基本発問）と補助発問 ②暗示、ヒント、助言、答え ③説明や指示 ④賞賛、注意 4 国語科の基本的指導過程や指導方法等について考えさせる。 ・生徒が課題に意欲をもって取り組めるように、めあてと見通しをもたせる。 ・生徒が互いの考えを交流できるように、自分の考えを書かせる。 ・生徒が学習をまとめることができるように、学習を振り返らせる。 等 5 分析・考察をしながら、主体的・対話的で深い学びを通して資質・能力を育成する国語科の授業の進め方を考えさせる。 (1) 国語科の本質・目標について考えさせる。 (2) 他教科における言語活動との関連について考えさせる。 (言語活動例：中学校理科…観察、実験の結果を整理し、考察する学習活動) (3) 付けたい力を付けるための手立てを具体的に考えさせる。 (4) 生徒のよさや可能性を生かす授業について考えさせる。 (5) 指導内容の年間指導計画及び評価計画における位置付けを確認させ、単元等の系統性を把握させる。 (6) 生徒が意見を述べ合い練り合う場の設定について考えさせる。 (7) 自分の考えを書いてまとめる場の設定について考えさせる。 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説国語編」（平成 29 年 7 月） ○ 国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 国立教育政策研究所「令和 3 年度 全国学力・学習状況調査報告書 中学校国語 授業アイデア例」（令和 4 年 8 月）		

7 月	第 12 週	社会科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
社会科のねらいを達成するため、内容の指導に当たっては、次のような点に留意しながら指導する必要があることを理解させる。指導計画の作成に当たっては、小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、社会科の特質に応じて、道徳について適切に指導する必要がある、さらに、社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、言語活動に関わる学習を一層重視し、主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすることを理解させる。		
1 地理的分野 (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導の工夫を行う。 (2) 作業的、体験的な学習や課題解決的な学習など、生徒が主体的な学習を展開できるように工夫する。 (3) 世界や日本の地理的認識を深める際の座標軸になる基本的な枠組みに関する知識や技能を確実に身に付けさせる。 (4) 地理的分野における言語活動に関わる学習について 地理的事象は、地図化することによって地理的事象が意味することなどを明確に捉えることができることから、特に、主題図を作成する作図力などの地理的技能に留意して学習指導を工夫することが大切である。また、観察や調査等の結果を論述したり、意見交換したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視する必要があることに留意する必要がある。 2 歴史的分野 (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導の工夫を行う。 (2) 作業的、体験的な学習や課題解決的な学習など生徒が主体的な学習を展開できるように工夫する。 (3) 基礎的・基本的事項を洗い出し、重点化を図るとともに、我が国の歴史の大きな流れを理解できるようにする。 (4) 歴史についての学び方や調べ方を身に付け、多面的・多角的な見方ができるようにする。特に、「A 歴史との対話」については、内容や年間計画への位置付けを工夫し、学び方や調べ方の育成を図る。 (5) 歴史的分野における言語活動に関わる学習について 歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ることが必要である。 3 公民的分野 (1) 学習指導要領の趣旨を踏まえた学習指導の工夫を行う。 (2) 作業的、体験的な学習や課題解決的な学習など、生徒が主体的な学習を展開できるように工夫する。 (3) 分野全体のまとまりと重点化を踏まえて、分野全体の見通しをもったまとまりのある学習を展開する。(時間軸にそった配列、様々な立場に立つ個人と社会との関わり等) (4) 具体的な事例を通して学び、見方・考え方の基礎を養い、生きて働くものとなるようにする。 (5) 公民的分野における言語活動に関わる学習について 公民的分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象全体について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考えさせる場合には、資料を読み取って解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりすることなどの工夫を図ることが必要である。 4 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(平成 29 年 7 月) ○ 国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年 12 月)		

7 月	第12週	数学科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
生徒が意欲をもって取り組む授業を展開するためには、生徒の実態を的確に把握し、十分に教材研究した上で、学習構想案の作成に取り組む必要性を理解させる。		
1 学習構想案を作成するに当たって (1) 単元の系統上の位置付けの理解（学習指導要領解説 数学編） (2) 単元のねらいの明確化（学習指導要領解説 数学編） (3) 的確な生徒の実態把握 (4) 個に応じた指導の計画（指導形態，補充的な学習・発展的な学習）の立案 (5) 目標，内容，系統を踏まえた単元の指導計画・評価計画の作成 (6) 学習への興味・関心を高め，思考力，判断力，表現力等を育む教材の開発 2 指導方法の工夫改善 (1) 数量や図形についての基礎的な能力の習熟や維持を図る練習の機会 (2) 「なぜ」「おそらく」が生まれる教材や問題の工夫 (3) 解決の必要感や追究心を基本とした学習課題の焦点化 (4) 問題を自立的，協働的に解決する場の設定 (5) 新たな気付きや思考の深まり・広がり生まれる操作活動や観察 (6) 生徒の気付き・考えを生かす発問 (7) 互いの解き方や考えを表現し，伝え合う学習活動 (8) 解決の方法と結果を振り返り，評価・改善したり，成果を共有したりする機会の設定 (9) 思考を練り上げる場の設定 (10) 具体の評価規準の設定と評価方法の工夫 (11) 何を学んだのかを明らかにするまとめと，学びの価値を自覚し学習意欲を高める振り返り (12) 道徳の時間などとの関連を考慮した指導 (13) 学び直しの機会を設定した指導 3 数学的活動の充実 各領域の学習やそれらを相互に関連付けた学習において，次のような数学的活動に取り組む機会を設けること。また，言語活動の充実を図ること。 (1) 日常の事象や社会の事象から問題を見だし解決する活動 (2) 既習の数学を基にして，数や図形の性質などを見だし，発展させる活動 (3) 数学的な表現を用いて，根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動 4 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 数学編」（平成29年 7 月） ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 算数編」（平成29年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習表に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「新学習指導要領の下での各教科の学習の在り方について」 ※HP		

7 月	第 12 週	理科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
理科の見方・考え方を働かせ、問題を見いだし、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習活動を重視した授業を展開することが重要である。探究の過程を理解させるとともに、指導者による授業を参観させることにより、学習指導要領の趣旨を生かした理科授業の展開の方法を具体的に理解させる。		
1 指導内容		
(1) 理科の授業の進め方として探究の過程を認識させる。		
ア 生徒に問題を見いださせるには、どのようにすればよいか。		
イ 生徒が主体的に課題解決していくには、どのようにすればよいか。		
ウ 探究の過程を指導する。		
(自然事象に対する気付き→課題の設定→仮説の設定→検証計画の立案→観察・実験の実施→結果の処理→考察・推論→表現・伝達)		
エ 探究の過程における留意点を指導する。		
(2) 指導者による授業を参観させて理科授業の展開方法を具体的に理解させる。		
ア 指導者による授業の視点を事前に示す。		
イ 指導者による授業の参観を通して、理科の授業の進め方を理解させる。		
(ア) 教師の働きかけ、生徒の反応、生徒の意識の変化等を記録させる。		
(イ) 教材・教具の工夫が生徒の主体的な活動や確かな理解にどうつながっているか。		
(ウ) 言語活動の場面では、生徒がどのように思考し、表現しているか。		
ウ 指導者による授業の参観後、理科授業のポイントを取り上げて実践的に指導する。		
(ア) 探究する能力や態度の育成を図る授業の設計について		
(イ) 観察、実験などの直接経験の重視と、そのための準備・計画について		
(ウ) 科学的な思考力、判断力、表現力等を育む言語活動の工夫について		
(エ) 日常生活や社会との関連を図った活動について		
2 指導のポイント		
(1) 単元の系統を研究させ、教材の価値を十分につかませるようにする。		
(2) 課題解決のために探究する学習活動を充実させるようにする。		
ア 問題を見いだし観察、実験を計画する学習活動		
イ 観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動		
ウ 科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動		
(3) 科学を学ぶ意義や有用性を実感させ、科学への関心を高めるようにする。		
ア 日常生活への利用		
イ 職業との関係		
ウ 環境教育の充実 など		
(4) 理科の特質に応じて、道徳科について適切に指導するようにする。		
ア 自然と人間との関わりを認識させることを通して、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を育成していく。		
イ 理科の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにする。		
(5) 理科における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の視点を示す。		
3 指導資料		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 理科編」(平成 29 年 7 月)		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		

7 月	第 12 週	音楽科の「表現」領域の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
音楽科の教科の目標は、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して学習が行われることを前提とし、音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動によって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指すことである。生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成するため、学習の過程では、生活や社会の中の音や音楽の働きの視点から、学んでいること、学んだことの意味や価値などを生徒が自覚できるよう指導をすることが大切であることを理解させる。 1 表現領域の指導内容（五つの観点）（解説 P25～） (1) 音楽の素材としての音 (2) 音楽の構造 (3) 音楽によって喚起されるイメージや感情 (4) 音楽の表現における技能 (5) 音楽の背景となる風土や文化・歴史など 2 〔共通事項〕について（解説 P 31～， P 116～） (1) 〔共通事項〕の指導内容（三つの観点） - ア 音楽の構造の原理 - イ 音楽的な感受 - ウ 音楽を共有する方法 (2) 音楽を形づくっている要素 音色，リズム，速度，旋律，テクスチュア，強弱，形式，構成など 3 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること（解説 P 106～109） (1) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。 (2) 歌唱共通教材 各学年の「A 表現」(1)イ(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年において 1 曲以上を取り扱うこと。 「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」 ※中学校 3 年間を見通した指導計画の下、生徒や地域の実態などを考慮して共通教材を含むこのような教材を系統立てて効果的に指導することが大切。 4 授業を進めるに当たって (1) 音楽科の目標、各領域における各学年の目標・内容については、「中学校学習指導要領 解説 音楽編」を熟読し、本時の授業との関連を意識すること。 (2) 〔共通事項〕は、表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容であるので、示されている内容を基に、表現と鑑賞の関連を図ること。 (3) 音楽科における道德教育の指導においては、道德科との関連教材を設定し、年間指導計画の中に組み入れる。例えば、共通教材の指導を通して、我が国の伝統や文化、自然や四季の美しさや、道德的心情の育成に資するものなどを学習する。 5 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 音楽編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

7 月	第 12 週	美術科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
「A表現」は、自ら感じ取ったこと、思い描いたこと、考えたこと、伝えたいことなどを基に、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、より美しく創造的に、そして心豊かに表現する活動を通して、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能を身に付ける学習であることを理解させる。 1 「A表現」の指導のポイント（解説 P 31） (1) 小学校図画工作科において学習した経験や身に付けた資質・能力を基に、中学生の時期の発達や成長、興味・関心などを踏まえて新たな資質・能力を身に付け、創造的な表現を工夫できるように指導する。 (2) 「A表現」(1) のア及びイの一方と (2) を組み合わせて題材を構成することとし、発想や構想に関する資質・能力と創造的に表す技能を学習のねらいとして明確に位置付け指導する。 (3) 表現に関する資質・能力を一層豊かに育成するために、鑑賞の学習とも相互の関連を図るとともに、自己との対話などにより主題を深めたり、アイデアスケッチや言葉で発想や構想をしたことを整理したりしながら、創造的な表現を工夫できるように指導する。 (4) 〔共通事項〕を指導の中に適切に位置付け、造形的な見方・考え方が豊かに働くことができるよう指導する。 2 「A表現」の指導上の主な配慮事項（解説 P 130, P 133） (1) 表現形式や技法、材料などの指導については、生徒の表現に関する資質や能力を育む重要な手段として捉え、主題や意図に応じて表現できるように、それぞれの特性を知識としてのみならず体験を通して身に付け、創造的に表す技能として活用できるよう配慮する。教師の価値観による一方的な指導や、特定の表現形式や表現手段、技法、材料の画一的な教え込みにならないように留意する。また、鑑賞の活動との関連を図ることで様々な創造的な工夫に出合う機会をつくることも大切である。 (2) 各地域には陶芸用の粘土、砂、石、和紙、木、竹などの独特の材料があり、それら地域の材料の特性を生かした表現方法や題材を工夫して指導することが大切である。 3 「A表現」の内容について（解説 P 32～） 生徒が、造形的な見方・考え方を働かせて、自己の内面などを見つめて、感じ取ったことや考えたことなどを基に主題を生み出し、それらを基に創造的な構成を工夫したり、目的や条件などを基に主題を生み出し、分かりやすさや使いやすさと美しさとの調和を考えたりするなどの発想や構想に関する資質・能力を育成する学習である。 ア 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 指導事項の概要は、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年とも次のとおりである。 (ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想 イ 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 指導事項の概要は、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年とも次のとおりである。 (ア) 構成や装飾を考えた発想や構想 (イ) 伝達を考えた発想や構想 (ウ) 用途や機能などを考えた発想や構想 ・(ア) は、身近な環境を含め様々なものを対象とし、構成や装飾の目的や条件などを基に、用いる場面などから主題を生み出し、美的感覚を働かせて調和のとれた美しさなどを考えて、造形的に美しく構成したり装飾したりするための発想や構想に関する事項である。 ・(イ) は、伝える目的や条件などを基に、伝える相手や内容などから主題を生み出し、形や色彩、材料などを生かし、美しく、分かりやすく効果的に表現するための発想や構想に関する事項である。 ・(ウ) は、使う目的や条件などを基に、使用する者の気持ちなどから主題を生み出し、いわゆる「用と美の調和」を考えて、使うなどの機能と美しさを追求する発想や構想に関する事項である。 4 関連資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 美術編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

7 月	第 12 週	保健体育科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
		保健体育科の内容や項目の構成、見方・考え方について理解させるとともに、年間指導計画の作成手順について理解させる。また、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。 (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて試行し判断するとともに、他者に伝える力を養う。 (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。 1 学習指導のねらい (1) 運動に親しむ資質や能力の育成 (2) 健康の保持増進のための実践力の育成 (3) 体力の向上 2 学習指導の内容 (1) 体育分野（8 領域） ①体づくり運動 ②器械運動 ③陸上競技 ④水泳 ⑤球技 ⑥武道 ⑦ダンス ⑧体育理論 (2) 保健分野（四つの内容項目） ①健康な生活と疾病の予防 ②心身の機能の発達と心の健康 ③傷害の防止 ④健康と環境 (3) 各領域における内容の選択 (4) 各領域の授業時数の割合（配当時間）・・・年間指導計画 3 体育分野の学習指導上の留意点 (1) 運動の特性を味わわせるための豊かな身体活動（運動量、質）の確保 (2) 学習内容を明確にした多様な指導方法の工夫（言語活動の充実、ICT の活用等） (3) 自主・自発的な学習活動の充実 (4) 生徒の能力・適性等や心身の発育・発達段階など個人差に応じた学習活動の工夫 (5) 能率的で安全な集団としての行動の仕方 (6) 安全指導の徹底 (7) 指導と評価の一体化 (8) 指導内容のバランス（知識・技能、思考・判断、態度） 4 保健分野の学習指導上の留意点 (1) 知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫 (2) 効果的な学習が行われるよう単元をまとめてとる年間指導計画の工夫 (3) 実習や実験など体験的な学習の工夫と体育分野との連携 (4) 指導と評価の一体化 5 言語活動について 言語の能力は、生徒たちが他者や社会と関わる上でも必要な力であり、思考力、判断力、表現力等を育むために、知識及び理解を活用する学習活動を行う必要がある。 保健体育科では、課題解決の方法を確認したり、話し合いの機会を設けたり、学習ノートを活用したりする工夫が考えられるが、体育分野においては体を動かす機会の適切な確保にも配慮する必要がある。 6 道徳教育との関連 保健体育科における道徳教育の指導においては、学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、保健体育科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う必要がある。具体的には、集団でのゲームなど運動することを通して粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、等の態度の育成を図るなど、保健体育科の目標と道徳教育が相互に高め合うよう指導計画を工夫する。 7 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「熊本県版子どもの体力向上のための取組ハンドブック（DVD 付）」（平成 25 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「中学校保健体育授業づくりハンドブック」（平成 25 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「中学校保健体育指導の手引き」（令和 4 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）

7 月	第 12 週	技術・家庭科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
技術・家庭科の内容や項目の構成や履修方法、見方・考え方について理解させるとともに、指導計画の作成手順について理解させる。 1 技術・家庭科における目標（解説 P 16） 教科の目標と各分野の目標から分かるように、技術・家庭科では、実践的・体験的な活動を通して学ぶことが基本となっており、学校で学んだ内容を生活の中に生かすことができるようになることが最終的な目標でもある。 また、学習を進める際には、各分野各内容において、見方・考え方が設定されているので、題材や授業を計画する際の参考にすること。 2 見方・考え方について (1) 技術の見方・考え方の理解 「中学校学習指導要領解説技術・家庭編」には、技術の見方・考え方の視点として四つが示されており、「最適化すること」と書かれている。生徒は、技術の学習を進める中で、四つの視点について解決策を考えながら、総合的に判断し最適となる考え方を導き出すこととなる。 (2) 家庭科の見方・考え方（生活の営みに係る見方・考え方）の理解 「生活の営みに係る見方・考え方」に示される視点は、学習内容を「協力・協働」、「健康・快適・安全」、「生活文化の継承・創造」、「持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。この視点は相互に関わり合うものであるため、生徒の発達の段階を踏まえるとともに、取り上げる内容や題材構成などによって、いずれの視点を重視するのかを適切に定めることが大切である。 3 指導計画作成時の留意点 (1) 技術分野 ・技術の学習は、中学校で初めて取り組むので、第 1 学年の最初に扱う内容の「生活や社会を支える技術」の項目は、小学校での学習を踏まえた中学校での学習のガイダンス的な内容としても指導し、生徒に学習する内容の見通しをもたせる。（解説 P 11） ・統合的な問題について、扱うこと（解説 P 11, 24） ・内容 B と内容 C について（解説 P 10） この二つの内容は、前回の学習指導要領から、記載順が入れ替わっている。その理由の一つとして、小学校や高等学校における、他教科の学習内容との関連を図ることがある。例えば、生物育成では、小学校の理科での植物の栽培に関する内容が考えられる。 (2) 家庭分野 ・「A 家族・家庭生活」の (1) については、家庭分野を学習する意義を明確にするとともに、小学校での学習を踏まえ、3 学年間の学習の見通しを立てさせるガイダンス的な内容として、第 1 学年の最初に履修させる。 ・「生活の課題と実践」については、「A 家族・家庭生活」の (4)、「B 衣食住の生活」の (7) 及び「C 消費生活・環境」の (3) については、これら三項目のうち、一以上の項目を選択して履修させるようにする。これらを選択して履修する項目については、他の内容との関連を図るとともに、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるようにする。 4 道徳科などとの関連 学習活動や学習態度への配慮、教師の態度や行動による感化とともに、技術・家庭科の目標と道徳教育との関連を明確に意識しながら、適切な指導を行う。 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」（平成 29 年 7 月）		

7 月	第 12 週	外国語科の授業の進め方(1) (授業研修⑩)
生徒のコミュニケーション能力を育成するための学習構想案の作成と、他の教師の授業参観、授業評価の在り方について理解させる。		
1 学習構想案作成		
その単元や時間で指導すべき内容の確実な定着を図るための指導方法や評価の在り方等が工夫された学習構想案を作成することが大切である。そのためには、学習指導要領解説外国語編を読み込み、教科の目標及び指導の重点を理解した上で、生徒の実態に基づいて、基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導と、生徒が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習とのめりはりのある授業展開及び個に応じた指導を工夫することが重要であることを認識させる必要がある。また、単元を通して身に付けさせたい力を明確にし、達成状況にある生徒の姿を具体的にイメージし、記述させることも大切である。		
2 授業参観		
(1) 視点をもたせて授業を参観させる。また、他の教師の授業から学ぼうとする謙虚な姿勢が大切であることを確認する。		
〈視点の例〉・指導と評価の一体化 ・授業の流れとめあて・学習課題・指示（発問） ・生徒の反応・思考（言語活動の質） ・教材・教具，I C T等の効果的な活用		
(2) 参観後に授業研究会をもち、授業の分析・検討を行い、望ましい授業の進め方等の理解を図る。		
3 生徒主体の学習指導の展開		
基礎的・基本的事項の定着を目指すとともに、自ら学ぶ意欲や思考力，判断力，表現力等の資質・能力の育成を重視する考え方に立ち、生徒が主体的・能動的に学習活動を行う場の設定・工夫を行う。		
4 授業の評価と改善		
3年間を見通した「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標，年間指導計画及び単元指導計画に基づいて指導を行い，生徒の実現状況を目標に照らして評価しているか，また，その結果を踏まえて，目標が達成できるように全体指導や個に応じた指導方法等を工夫改善しているかなどに留意し，授業の評価を行う。		
(1) 授業を評価するポイント		
・「英語を用いて何ができるようになるか」を明確にした目標設定 ・目標達成に向けた適切な言語活動の設定 ・生徒・教師の英語使用量の充実 ・指導と評価に生かす机間指導 ・評価の場面の設定及び評価の方法 ・教材・教具，I C T等の効果的な活用 ・生徒の目標達成状況の見取りとできるようになるまでの見届け 等 ・生徒の学習態度と理解度 ・学習形態の工夫 ・簡潔かつ明確な指示の出し方 ・認め，ほめ，励まし，伸ばす言葉掛け ・効果的な板書の仕方		
(2) 授業改善		
生徒の実態や単元の指導内容の特質等を十分踏まえ，個別，ペア，グループなどの学習形態の工夫を行うことや，学習内容の理解や習熟の程度に応じた指導など，効果的かつ柔軟に行うことが大切である。言語の働きや言語の使用場面を十分考慮の上，生徒が英語を使用する場面をできるだけ多く設定し，生徒主体の授業になるような授業改善に努めなければならない。		
また，特に，第1学年の指導に当たっては，中学校における外国語の学習への円滑な接続を図るため，小学校の外国語教育で慣れ親しんだことのあるような，身近な言語の使用場面や言語の働きを用いた言語活動を行わせることが大切である。		
5 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月）		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 外国語編」（平成29年7月）		
○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）		
○ 文部科学省「外国語教育はこう変わる！」【参考授業例動画】		
※HP（文部科学省公式YouTubeチャンネル（MEX T channel））		

7 月	第 12 週	通知表の作成 (一般研修⑬)
通知表は、保護者に対して生徒の学習・生活・健康などの状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で作成される連絡簿であり、形式・内容面で各学校の工夫が見られる。また、学校と家庭を結ぶ上で重要な役割を果たしていることを理解させる。 1 通知表の意義と役割 (1) 通知表の意義 (2) 通知表と指導要録 2 通知表の内容と形式 (1) 自校で作成している形式及び内容の理解 (2) 学習面，生活面，健康面及び特別活動等に関する内容の記載における留意点 (3) 所見に関する内容の記載における留意点 3 通知表上の評価・評定について (1) 学習内容，生活の様子及び特別活動等の評価の観点 (2) 観点別学習状況の評価から評定への総括方法 (3) 日常観察と観察の着眼点（補助簿） 4 通知表記入上の留意事項 (1) 文章表現での配慮事項（よさを認め，ほめ，励ますことでやる気の喚起を） (2) 保護者等からの問合せに対応できるデータ収集（説明責任） (3) その他 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

8 月	第 13 週	課題研究のまとめ方 （一般研修⑭）
学校の研究テーマに沿った取組，あるいは個人としてテーマをもったの研究を進め，その成果を確固たるものにするためにも，研究のまとめ方についての知識が必要であることを理解させる。 1 資料の収集と活用 （1）研究計画に沿って （2）仮説実証のために （3）参考文献，先行報告書 等 2 まとめ方の形式 （1）P（Plan・計画），D（Do・実行），C（Check・評価），A（Action・改善） （2）形式例 ア 研究の目的，目標 イ 研究主題とその設定理由 ウ 生徒の実態 エ 研究の仮説 オ 研究の構想 カ 研究の方法・経過 キ 研究の内容 ク 研究の実践記録 ケ 研究の仮説の検証結果 コ 研究の成果と今後の課題・改善の方策 サ 参考文献等 3 研究の成果 （1）生徒の変容 （2）研究により教師が得たもの （3）今後の教育実践にどう生かすか		

8 月	第 13 週	教育の情報化 (授業研修⑪)
社会の在り方が急激に変化する時代において、教育の情報化の推進が極めて重要である。教育の情報化が目指すものやその方向性、全体像について理解させる。 1 社会における情報化の急速な進展と教育の情報化 2 教育の情報化とは (1) 情報教育 子供たちの情報活用能力の育成 (2) 教科指導における I C T 活用 I C T を効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等 (3) 校務の情報化 教職員の事務負担の軽減や児童生徒と向き合う時間の確保 3 授業における I C T 活用の基本的な視点 (1) 学習指導要領における位置付け (2) 学力向上のための I C T 活用 (3) 実践的な I C T 活用指導力 4 情報モラル教育の推進 (1) 情報モラルとは (2) 日常モラルと的確な判断力 (3) 考えさせる学習活動の重視 (4) 情報安全に関する教育の推進 5 プログラミング教育の推進 (1) プログラミング教育のねらい (2) プログラミングの基本処理 (3) プログラミング教育の実現に向けて (4) プログラミング教育に関する情報 6 本県における教育の情報化 (1) 熊本県教育情報化推進事業 (2) くまもと G I G A スクールプロジェクト (3) 県立学校校務情報化推進事業 (4) 熊本県の学校における情報化の実態 (令和 4 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果から) 7 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成 29 年 7 月) ○ 文部科学省「教育の情報化に関する手引(追補版)」(令和 2 年 6 月) ○ 文部科学省「学校教育情報化推進計画」(令和 4 年 12 月) ○ 文部科学省「StuDX Style」(https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html) ○ 熊本県教育情報化推進基本方針(令和 3 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「I C T 活用テーマ別実践ガイド G I G A スクール構想研修パッケージ 情報安全・情報モラル教育」(令和 3 年) ○ 熊本県教育委員会「映像でわかる! 情報モラル教育のモデル授業」 ※H P ○ 熊本県立教育センター 熊本県「教育の情報化」応援サイト ※熊本県立教育センターH P		

8 月	第 13 週	食育の推進 (一般研修⑮)
学校教育活動全体における食育推進の理解と実践及び毎日実施される学校給食の意義と役割を認識させ、教科等における学習と学校給食を関連付けながら指導することが重要であることを理解させる。 1 食に関する指導の必要性 (1) 中学校学習指導要領総則から (2) 中学校学習指導要領解説 総則編から 2 食に関する指導の目標 (1) 「食に関する指導の目標（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等）」（文部科学省） (2) 各学年における食に関する指導の目標（資料参照） 3 食に関する指導の展開 (1) 学校教育活動全体を通した食に関する指導 (2) 教科等と給食の時間との関連付け (3) 学校給食は、「体験することによって学ぶ場」と捉える。 4 食育の視点 (1) 食事の重要性 (2) 心身の健康 (3) 食品を選択する能力 (4) 感謝の心 (5) 社会性 (6) 食文化 5 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導の推進 (1) 学校給食の役割 (2) 学習指導要領における位置付け (3) 学校給食の目的・目標 ○学校給食法第 1 条（この法律の目的） ○学校給食法第 2 条（学校給食の目標） (4) 給食の時間における指導の特質 ① 実践活動を通して行われる。 ② 習慣化を図ることができる。 ③ 個に応じた指導が求められる。 ④ 教科等の学習との関連が図られる。 (5) 給食の時間における指導の内容 ① 楽しく会食すること ② 健康によい食事のとり方 ③ 食事の安全・衛生 ④ 食事環境の整備 ⑤ 食事と文化 ⑥ 勤労と感謝 (6) 給食指導の進め方の基本 6 指導資料 ○ 文部科学省「食生活学習教材」中学生用及び指導者用 ○ 熊本県教育委員会「食育実践マニュアル」（平成 20 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「学校給食指導資料」DVD（平成 21 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「望ましい食習慣の形成」を目指して（平成 22 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会・財団法人熊本県学校給食会「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年 3 月 31 日文部科学省告示） ○ 文部科学省「たのしい食事つながる食育」（平成 28 年 2 月） ○ 熊本県教育委員会 平成 27・28 年度文部科学省委託「スーパー食育スクール事業報告書」 ○ 文部科学省『栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育』～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」（平成 29 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会『学校給食の手引き』～運営・管理編～」（平成 30 年 3 月） ○ 文部科学省『食に関する指導の手引』一第二次改訂版一」（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

9 月	第 14 週	生徒指導と教育課程， チーム学校による生徒指導体制 （一般研修⑯）
1 生徒指導と教育課程 (1) 生徒の発達を支える教育課程 (2) 教科の指導と生徒指導 (3) 道徳科を要とした道徳教育における生徒指導 (4) 総合的な学習の時間における生徒指導 (5) 特別活動における生徒指導 2 チーム学校による生徒指導体制 (1) チーム学校として機能する学校組織 ア チームによる連携・協働を実現するために求められる姿勢 ① 一人で抱え込まない。 ② どんなことでも問題を全体に投げ掛ける。 ③ 管理職を中心に，ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる。 ④ 同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする。 (2) 教育相談体制 (3) 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援 生徒指導は生徒理解に始まり，生徒理解に終わると言われるように，生徒指導におけるアセスメント（見立て）は大変重要である。 (4) 懲戒と体罰，不適切な指導 不適切な指導と考えられ得る例 ・ 大声で怒鳴る，ものを叩く・投げる等の威圧的，感情的な言動で指導する。 ・ 生徒の言い分を聞かず，事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。 ・ 組織的な対応を全く考慮せず，独断で指導する。 ・ 殊更に生徒の面前で叱責するなど，生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。 ・ 生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。 ・ 他の生徒に連帯責任を負わせることで，本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。 ・ 指導後に教室に一人にする，一人で帰らせる，保護者に連絡しないなど，適切なフォローを行わない。 指導を行った後には，生徒を一人にせず，心身の状況を観察するなど，指導後のフォローを行うことが大切である。 3 指導資料 ○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年）P 39～67 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

9 月	第 15 週	特別活動の意義と内容 (授業研修⑫)
特別活動の指導を進めるために、教育活動全体における特別活動の位置付けや目標を明確に理解させる。 1 特別活動の意義 (1) 特別活動の目標 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。 ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。 (2) 目標に関する三つの視点 (3) 各教科や他領域との関連 2 特別活動の内容 (1) 学級活動 (2) 生徒会活動 (3) 学校行事 3 特別活動の指導計画の作成と内容の取扱い (1) 指導計画の作成に当たっての配慮事項 ア 特別活動における生徒の主体的・対話的で深い学び イ 特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画 ウ 学級経営の充実と生徒指導との関連 エ 障がいのある生徒など学習活動の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫 オ 道徳科などとの関連 (2) 内容の取扱いについての配慮事項 ア 生徒の自発的、自治的な活動の効果的な展開 イ 指導内容の重点化と内容間の関連や統合 ウ ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図る エ 異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動の重視 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成 29 年 7 月) ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」(令和 5 年 5 月)		

9 月	第 15 週	キャリア教育の進め方(1) (一般研修⑰)
キャリア教育が求められる背景を踏まえて、キャリア教育が目指すものや取組の方向性、全体像について理解させる。 1 キャリア教育とは何か (1) キャリア教育の定義 (2) キャリアとは (3) キャリア教育で育成すべき力「基礎的・汎用的能力」とは (4) 平成 29 年・30 年告示の学習指導要領におけるキャリア教育 (5) 「キャリア・パスポート」の導入 2 キャリア教育推進のために (1) 校内組織の整備 (2) 全体計画の作成 (3) 年間指導計画の作成 (4) 学校、家庭、地域の連携・協働 (5) 評価 3 中学校におけるキャリア教育について 4 参考資料 ○ 文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」(令和 4 年 3 月) ○ 文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」(令和 5 年 3 月) ○ 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成 23 年 1 月 31 日) ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分に気づき、未来を築くキャリア教育—小学校におけるキャリア教育推進のために—」(平成 21 年 3 月) ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育—中学校におけるキャリア教育推進のために—」(平成 21 年 3 月) ○ 文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」(平成 21 年 1 月) ○ 文部科学省「中学校キャリア教育の手引き」(平成 23 年 5 月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育を『デザイン』する—小・中・高等学校における年間指導計画作成のために—」(平成 24 年 8 月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育が促す『学習意欲』」(平成 26 年 3 月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育」(平成 28 年 3 月) ○ 「キャリア・パスポート」例示資料等について(平成 31 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		

9 月	第 16 週	学級活動の進め方(1) (授業研修⑬)
特別活動の中でも、特に学級を単位として学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を期待する「学級活動」の特質や内容及び指導計画の立て方について理解させる。		
1 学級活動の目標 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して、実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標（特別活動の全体目標）に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 2 学級活動において育成することを目指す資質・能力と学習過程 (1) 学級活動において育成することを目指す資質・能力の例 (2) 学級活動の学習過程の例 3 学級活動の内容 (1) 学級や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 4 学級活動の指導計画 (1) 学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする (2) 内容相互、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図る (3) 家庭や地域の人々との連携などを工夫する (4) 生徒指導及び教育相談の充実を図る (5) ガイダンスの趣旨を踏まえた指導 (6) 年間指導計画の作成 (7) 学級活動に充てる授業時数 5 学級活動の内容の取扱い (1) 話し合い活動など小学校からの積み重ねや経験を生かす (2) 学習や生活の見通しを立て、振り返る教材の活用 6 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成29年7月) ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」(令和5年5月)		

9 月	第 16 週	へき地教育の進め方 (一般研修⑱)
へき地・小規模校における教育推進上の一般的特性や諸問題について理解させるとともに、少人数及び複式学級における学習指導の方法等について理解させる。 1 へき地における教育の諸事情と課題 (1) 複式学級による指導 (2) 人間関係の固定化と生活経験の不足 (3) へき地・小規模校のよさ 2 複式学級における学習指導上の問題点克服のための工夫 (1) 複式学級の指導形態と指導計画 (2) 直接指導と間接指導 (3) 「ずらし」と「わたり」 ・ずらし 二つの学年の直接指導の過程が重ならないように、指導過程を学年別にずらして組み合わせること ・わたり 教師が当該学年の指導を行うために、学年間を移動すること 3 へき地学校の特性を生かした学習指導上の工夫 (1) 少人数であることの特性を生かす。 (2) 小規模性を補う。 ・合同学習 ・集合学習 ・交流学习（近隣、姉妹校） ・ガイド学習 ・教育クラウドの有効活用 4 へき地に勤務する教師の心構え 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		

10 月	第 17 週	授業の参観と実施(2) (授業研修⑭)
指導法の工夫改善に努めることは、初任者はもちろんのこと、全ての教師にとっても必要不可欠なことである。研究発表会や校内における授業研究会の意義と参加の仕方について理解させることが大切である。 1 授業研究会の意義と持ち方 (1) 一人一人の子供の学びの姿から、単元全体の構想や、その中での本時のあり方を検証する。 すべての子供たちが「学ぶ意味」を問いながら、「能動的に学び続ける力」を身に付けるため、次の点について確認することが重要である。('熊本の学び'授業実践の7つのチェックリストより) - ア 支持的風土の醸成(学級づくり) - イ 単元のデザイン(単元のゴールの姿) - ウ 単元を通した学習課題の設定(単元全体) - エ 問いを引き出している工夫(導入) - オ 積極的なコーディネート(展開) - カ 学習内容と学習状況をまとめ・振り返り(終末) - キ 児童生徒の実態を踏まえた個に応じた指導(個に応じた指導) - ク 効果的な場面で目的に応じたICTの活用(ICTの活用) - ケ 学習過程が分かるように整理された板書の工夫(板書の工夫) (2) 研究のねらいに沿って、指導方法の工夫改善を図る。 (3) 授業研究会の形式や内容について事前に職員に知らせておく。 (4) 学校としての今後の改善の視点を明確にする。 2 授業研究会に参加するに当たっての心構え及び留意点 (1) 学習構想案及び授業資料の内容を確認する。 ※身に付けさせたい力は明確になっているか。効果的な手立てが講じられているか。 (2) 学習指導要領の該当教科等の解説に記載してある内容を確認する。 (3) 疑問点・課題の解決を図るために、積極的に発言する。 (4) 記録や司会等の役割を受けもち、自らも資料等を提供する。 (5) 自分自身の記録を整理し、今後に役立てる。 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月) ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年12月) ○ 熊本県教育委員会「『熊本の学び』授業実践の7つのチェックリスト」		

10 月	第 18 週	国語科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑯)
11 月	第 21 週	

国語科の学習構想案を作成させ、それを基に授業を実施し、単元や一単位時間の授業の展開と教材研究の仕方について理解させる。

1 事前に形式を示し、学習構想案を作成させておく。

2 国語科の本質を大事にした教材研究の仕方について（小説を例にして）指導する。

(1) この教材（単元）で付けたい力（指導事項）を明確にする。

(2) 作品研究をする。

ア 作品（小説）について、既習内容を振り返り整理する。

イ 題名からイメージされることを読みとる。

ウ 導入で、時間や場所、問題状況などの設定を捉える。

エ 作品（小説）の登場人物の性格・行動・心理等をつかみ、人物関係図等に整理する。

オ 場面の様子や登場人物の行動の変化などから、文章の展開を捉える。

カ 内容や表現からみて大事な言葉や文、表現技法などを抜き出し、それぞれが象徴していることを考える。

キ 作者の別の作品や同じ主題の別の物語と比較してみる。

(3) 教材化の工夫をする。

ア 教科の年間計画と学習指導要領の指導事項を基に、付けたい力を考える。

イ 本単元に関する生徒の学力と学習に対する意識の実態を、既習内容の評価（必要に応じて全国学力・学習状況調査を活用したレディネステストやアンケートの実施）等から明確にする。

ウ 付けたい力を踏まえ、教材と生徒の実態から、単元の目標と評価規準を設定する。

エ 付けたい力にふさわしい言語活動を、学習指導要領解説の言語活動例と生徒を取り巻く言語生活を踏まえて設定する。

オ 付けたい力を付けるために必要な基礎的・基本的事項を明確にし、定着のための手立てを具体的に考える。

カ 話合いや自分の考えを表現させる際の、目的と条件を明確にする。

キ 習得や活用を効果的に行うために取り入れる学習活動を検討する。

動作化、劇化、イラスト、吹き出し、音読・朗読、プレゼン、作文、ワークシートなど。

ク まとめた内容を考える。

3 実際に授業をさせる。

言語環境の適正化・生徒への接し方・指名の仕方・板書・机間指導などの具体的な指導技術と国語科の本質に関わる部分（付けたい力、言語活動、まとめ・振り返りの内容等）を観察しておく。

4 指導に当たっては、次の点に留意する。

初任者が課題としていることをまず取り上げ、具体的に教材に即した形で、一緒に解決法を探るようにする。また、授業のよかったところを見つけて、認めてやり、自分の指導例などを交えて、分かりやすく指導する。

5 指導資料

○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）

○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月）

○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 国語編」（平成 29 年告示）

○ 国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」

○ 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 報告書・解説資料・授業アイデア例」

○ 熊本県教育委員会「学習評価の一層の充実に向けて～評価基準の設定とそれに基づく授業づくり～」

○ 熊本県教育委員会「ゆうチャレンジ単元別評価問題・全国学力・学習状況調査過去問題」

○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※HP

10 月	第 18 週	社会科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑰)
11 月	第 21 週	

楽しく、生き生きとした授業にするための学習活動の多様化を地域素材（身近な素材）の教材化と体験的な活動の学習への組み入れから理解させる。

1 地域素材（身近な素材）の教材化を図る。

(1) 教材化の手順

(2) 素材の収集の方法

- ・どこで ・どんな方法で ・どんな資料を ・どんな形で使うか

(3) 現地学習のさせ方

指導計画への位置付け 事前指導と準備 現地での指導 事後指導

(4) 適切な評価活動を工夫する。

(5) 教材・資料の保管の仕方

2 体験的な学習を取り入れる。

(1) 体験的な学習が重視される背景

- ・知識注入の社会科指導の反省 ・生徒の自然体験 ・社会体験の不足

(2) 体験的な活動を取り入れる利点

- ・興味・関心が増す ・感動する ・感性を磨ける ・生き方が分かる

(3) 体験的な諸活動

- ・調査する活動…直接調査 手紙や動画を使つての調査 人物からの調査
- ・見学する活動…社会の事物や事象を直接観察
- ・制作する活動…年表 地図 新聞
- ・考えを交流する活動…討論 ロールプレイ等
- ・劇化する活動…模擬裁判等

(4) 体験的な活動の配慮事項

- ・体験的な活動を取り入れる意図を明確にする。
- ・年間計画に位置付ける。
- ・評価の観点や方法を明確にする。
- ・総合的な学習の時間等における体験的な活動の成果を社会科における体験的な活動に生かす。

3 指導資料

- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」（平成 29 年 7 月）
- 国立教育政策研究所『『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料』（令和 2 年 3 月）
- 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）
- 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月）

10月	第18週	数学科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑯)
11月	第21週	

1 参考となる学習構想案を事前に研究し、学級の生徒の実態に即して、自分の指導の工夫改善に生かす。

(1)

生徒の実態をどう捉えているか。

→

自分の学級の生徒の実態と比べてみる。

(2)

本時の指導にどのような工夫が見られるか。

→

自分ならどこに重点を置いて、どのような工夫をするか。

(3)

どのような課題や問題の与え方をしているか。

→

自分ならどのような課題や問題の与え方をするか、生徒にはどんな反応があるか。

(4)

生徒がつまずいたときの手立てはどうなっているか。

→

自分ならどのような手立てをとるか。

(5)

本時の評価はどのように行っているか(適用問題まで確実に)。

→

自分ならどのような評価規準を設定し、どんな方法で評価を行うか。

2 授業の見方と記録の視点

(1) 本時のねらいへの迫り方

ア

学習課題を焦点化することができたか。

イ

生徒の興味関心を高めることができたか。

ウ

ねらいに迫る問題を設定することができたか。

エ

言語活動は適切であったか。

オ

評価活動は適切であったか。

(2) 発問の分析

ア

ねらいに迫る発問ができたか。

イ

生徒の考えを引き出し、考えを広げたり深めたりする発問が工夫されているか。

(3) 生徒の反応とその取り上げ方

ア

生徒に理解させる方法、つまずいている生徒への手立ては適切であったか。

イ

多様な考えがあるとき、それぞれの考えのよさに気付かせ、比較・検討させたか。

ウ

既習の内容や考え方との関連を図っているか。

(4) 生徒の学び方の分析

ア

自分の考えを書いたり、発表したりしようとしていたか。

イ

友達の考えを自分の考えと比較・検討し、よりよい考えにしようとしていたか。

(5) 教材、教具、資料の準備と活用

(6) 学習活動を振り返ることのできる計画的な板書

3 授業記録と感想 ～授業の見方と視点を生かして～

4 指導資料

○

文部科学省「中学校学習指導要領解説 数学編」(平成29年7月)

○

文部科学省「小学校学習指導要領解説 算数編」(平成29年7月)

○

熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月)

○

熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP

○

熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP

○

国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料(令和2年3月)

○

熊本県教育委員会「『学習評価のポイント』及び『学習構想案例』【中学校版】」※HP

10 月	第 18 週	理科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑯)
11 月	第 21 週	

安全な観察、実験の方法を指導するとともに、一単元を選定させ、単元全体を見通した授業設計を立てさせ、学習構想案を作成させる。それを基に授業を实践させ、授業後の指導を通して理科の授業の実践的指導力の向上を図る。

- 1 観察、実験における事故防止

安全な観察、実験の方法として、次の点を指導して事故防止に十分留意させる。

 - (1) 事前に実験器具・装置を点検し、予備実験、予備調査を行う。
 - (2) 授業中は、事故がないように十分な対策をとる。(火気の扱い、薬品の量、換気など)
 - (3) 授業後は火気の後始末を確認するとともに、生徒が火遊びをしないよう、マッチ、ライター等の数を確認し、保管する。
 - (4) 使用済みの薬品は適切に処理する。
 - (5) 薬品、機械・器具については、施錠等を行い厳重に保管・管理する。
 - (6) 化学反応を伴う実験では、特に事故防止に配慮する。
 - (7) 野外学習を行う場合は、事前に現地調査を行う。
- 2 授業実践を通じた指導
 - (1) 単元全体を見通した授業設計に基づき学習構想案を作成させる。
 - ア 基礎的な知識及び技能の確認
 - イ 単元の系統性の把握（小学校の学習内容についても確認）
 - ウ 生徒の実態把握
 - エ 観察、実験器具の工夫
 - オ 探究的活動の工夫
 - カ 言語活動の充実
 - キ 評価計画
 - ク 熊本の学びの実現に向けて
 - (ア) 単元終了時の生徒の姿のイメージ
 - (イ) 単元を通じた学習課題設定
 - (ウ) 単元を通して働かせる見方・考え方の設定
 - (2) 視点を明確にして授業を参観し、授業記録を行う。
 - ア 本時の目標の達成がなされているか。
 - イ 観察、実験における事故防止への配慮がなされているか。
 - ウ 探究の過程と形成的評価を生かした指導がなされているか。
 - エ 科学的思考力、表現力の育成につながる言語活動が工夫されているか。
 - オ 授業後に、授業記録を基に、上記参観の視点に即して具体的に指導する。
- 3 指導資料
 - 文部科学省「中学校学習指導要領解説 理科編」（平成 29 年 7 月）
 - 国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」
 - 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）
 - 熊本県教育委員会「実験・観察に伴う事故防止と安全対策について（通知）」
 - 国立教育政策研究所「令和 4 年度 全国学力・学習状況調査 報告書 中学校理科」
 - 平成 30 年度 全国学力・学習状況調査の調査結果を踏まえた 理科の学習指導の改善・充実に関する指導事例集（国立教育政策研究所）

10 月	第 18 週	音楽科の「表現」領域の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑰)
11 月	第 21 週	

1 表現領域の内容（解説 P 25～）
(1) 曲想や表したいイメージと関わらせながら、音楽の構造、歌詞の内容、声や楽器の特徴、音階や言葉の特徴、反復などの構成上の特徴、音楽の背景などを理解すること
(2) 曲にふさわしい表現や構成を工夫すること
(3) 表現をするために必要な技能を身に付けること

〔共通事項〕を
学習の支えと
して、相互に関
連し合うこと

1 歌唱の活動
【第 1 学年】（解説 P 37）（第 2，3 学年は P 68）〔共通事項〕との関連を図りながら、
・「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「歌唱表現を創意工夫することができるようにする」こと
・「知識」に関する資質・能力である、「曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり」や「声の音色や響き及び言葉の特性と曲種に応じた発声との関わり」を理解できるようにすること
・「技能」に関する資質・能力である、「創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付けて歌うことができるようにする」こと

2 器楽の活動
【第 1 学年】（解説 P 43）（第 2，3 学年は P 73）〔共通事項〕との関連を図りながら、
・「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「器楽表現を創意工夫することができるようにする」こと
・「知識」に関する資質・能力である、「曲想と音楽の構造との関わり」や「楽器の音色や響きと奏法との関わり」を理解できるようにすること
・「技能」に関する資質・能力である、「創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方などの技能」や「創意工夫を生かし、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能」を身に付けて演奏できるようにすること
※器楽の学習において用いる楽器は、和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、和楽器の指導については、3 学年間を通じて 1 種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国の郷土の伝統音楽のよさを味わうことや、愛着をもつことができるよう工夫すること。（解説 P 111）

3 創作の活動
【第 1 学年】（解説 P 48）（第 2，3 学年は P 78）〔共通事項〕との関連を図りながら、
・「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「創作表現を創意工夫することができるようにする」こと
・「知識」に関する資質・能力である、「音のつながり方の特徴」や「音素材の特徴及び音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴」を表したいイメージと関わらせて理解できるようにすること
・「技能」に関する資質・能力である、「創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組合せなどの技能を身に付ける」こと

4 指導資料
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 音楽編」（平成 29 年 7 月）
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）

10 月	第 18 週	美術科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑰)
11 月	第 21 週	

「A 表現」の(2)について、自分の表現を具体化するために、材料や用具などを創意工夫、追究したり、材料や用具を扱った経験や技能を総合的に生かし、見通しをもって描いたりつくったりするなど創造的に表すなどの技能に関する資質・能力を育成することを理解させる。

1 「A 表現」の(2)の指導事項について（解説 P 38, P 39）

造形的な見方・考え方を働かせ、発想や構想をしたことなどを基に表すために、形や色彩などの造形の要素の働きや、材料、用具などの理解と表現方法などを身に付け、感性や造形感覚、美的感覚などを働かせて、表現方法を工夫し創造的に表すなどの技能に関する資質・能力を育成する学習である。

ア 発想や構想をしたことなどを基に、表現する活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。

指導事項の概要は、第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年とも次のとおりである。

(ア) 創意工夫して表す技能

(イ) 見通しをもって表す技能

- ・(ア) は、意図に応じて材料や用具の特性を生かして、よりよく表す技能に関する事項である。ここでは、形や色彩、材料や光などの性質や、それらが感情にもたらす効果などを理解しながら、材料や用具の特性を考え意図的・効果的に生かして表すことができるようにすることを目指している。
- ・(イ) は、実際に材料や用具などを使う段階で、それらの特性などを踏まえて描いたりつくったりする順序を考え、制作の過程を組み立てながら、表していくための技能に関する事項である。一方、この指導事項は題材によっては特に位置付けない場合もあることに留意する必要がある。例えば、技能を働かせる場面で発想や構想を練り直すことを重視する題材では、技能と構想が行き来し、つくりながら構想が固まっていくため、制作の順序を事前に考えることが困難な場合もある。したがって、基本的には(2)の創造的に表す技能の指導においては、(ア)の事項は、どの題材でも指導することとなるが、(イ)の事項は、そのねらいに応じて指導することになる。

生徒が形や色彩などの表し方、材料や用具の扱いや生かし方などを身に付けることは、生徒一人一人が自分らしさを発揮し、試行錯誤しながら表現方法を工夫し追究する上で重要である。また、美術科においては、小学校図画工作科の学習経験や各学校の特性、生徒の実態などを踏まえ、創造的に表す技能を育成するために効果的な内容を工夫・設定できるように、必ず指導しなければならない材料や用具を特定していない。そのため、題材の設定に当たっては、発達の特性に配慮し、材料や用具、表現方法などが、生徒にとって適切であるかどうか、十分に検討することが大切である。

2 指導資料

- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 美術編」（平成 29 年 7 月）
- 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）

10 月	第 18 週	保健体育科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑯)
11 月	第 21 週	

保健体育科における年間計画と単元の指導計画及び評価計画の作成手順について理解させる。

① 学校の保健体育科の目標の確認

- 生徒の実態等を踏まえ学校独自の目標を確認する
- 学習指導要領の趣旨の理解

② 運動領域や運動種目の選定

- 生徒の能力・適性，興味・関心，発達の特性と運動の特性との関連を十分に配慮する
- 学校段階の接続及び学年の系統を踏まえて3年間の見通しをもつ
- 授業時数や領域及び内容の取扱いに留意する

③ 保健体育科の年間計画表の作成

- 体育施設，用具の使用状況，教師の分担状況，行事との関連なども分かるように工夫する
- 体育分野と保健分野との関連
- 学校における体育・健康に関する指導との関連

④ 単元の指導計画の作成

- 学習内容について，どの程度習熟を図るかを考慮する

⑤ 評価規準と評価計画の作成

- 学習指導要領の目標に準拠した指導内容とその実現状況进行评估するための規準の作成
- 観点別学習状況評価の確実な実施

※指導資料

- 熊本県教育委員会「熊本県版子どもの体力向上のための取組ハンドブック」(DVD付)
(平成 25 年 3 月)
- 熊本県教育委員会「中学校保健体育授業づくりハンドブック」(平成 25 年 3 月)
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」(平成 29 年 7 月)
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」
(令和 2 年 3 月)
- 熊本県教育委員会「中学校保健体育指導の手引き」(令和 4 年 3 月)
- 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書
くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」
(令和 6 年 3 月)

10 月	第 18 週	技術・家庭科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑰)
11 月	第 21 週	

技術・家庭科の授業を進めるための、実習の指導や授業における I C T の活用、評価についての理解を深めさせる。

1 実習の指導 (解説 P 134)

指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

(1) 安全管理

- ・実習室等の環境の整備と管理
- ・材料や用具の管理

(2) 安全指導

- ・実習室の使用等
- ・学習時の服装及び留意事項
- ・校外での学習

2 I C T 機器の活用

電子黒板やタブレット、各種ソフトウェア等を活用し、分かりやすい授業づくりを目指すこと。以下の基本的な使用例を参考に、授業のどの場面に使用するか、検討し活用すること。

- ・動画の撮影・視聴

のこぎり等の道具の使用方法について、タブレット等で動画を撮影することで、何度も繰り返し見たり、一時停止やスロー再生したりすることで、通常では見えない現象を可視化することができ、自身の道具の使い方等について確認することができる。その際には、どの視点で撮影するかが重要になる。

- ・デジタルポートフォリオ

表計算ソフトや文書作成ソフト等を使用し、製作・制作等の過程を写真や文字、数値として継続的に記録することで、生徒自身の学びを振り返ったり、問題点を見いだしたりすることができる。

3 評価について

それぞれの観点について理解し、内容のまとめり(学習指導要領に示す各分野の内容 A ～ D の(1)～(4))ごとの評価規準を作成する。その際には、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料中学校技術・家庭 P 125～133 を参考にしながら、学習活動との関連を考えながら、評価規準を作成すること。

4 指導資料

- 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」(平成 29 年 7 月)
- 文部科学省『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料 中学校 技術・家庭」
- 文部科学省「技術・家庭(技術分野)の指導における I C T の活用について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- 新学習指導要領に対応した学習評価(中学校技術・家庭科技術分野)
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/036.html>

10 月	第 18 週	外国語科の授業の進め方(2)(3) (授業研修⑮・⑰)
11 月	第 21 週	

分かる授業、生徒が意欲をもって取り組む授業を展開するためには、教材研究を十分に行い、学習内容についての理解や習熟の程度に応じた指導等、いろいろな指導法が必要であることを理解させ、授業の在り方について考えさせる。

1 授業について

- (1) 教師が常に心掛けたいこと
 - ・生徒の実態に応じながら、互いの考えや気持ちを伝え合う対話的な言語活動を重視するとともに、単元全体や1時間の授業の中でも言語活動を繰り返すようにする。
 - ・基礎・基本の確実な定着が図られるよう、見取り、見届けまで確実に行う。
 - ・生徒のよい点を認め、ほめ、励まし、伸ばすよう心掛ける。
 - ・授業の開始、終了の時間を守る。
 - ・人権教育の視点に立って生徒に接する。
- (2) 生徒に早い時期に習慣付けたいこと
 - ・言葉は間違いながら身に付けていくものであることを認識し、互いの間違いや失敗を認めたり、考えの違いを大切にしたりする雰囲気を大事にすること。
 - ・授業の開始時間をきちんと守るとともに、授業に必要な物を忘れず準備すること。
 - ・教科書、ノートの使い方を理解し、効果的に活用し、整理すること。
 - ・Classroom English に慣れ、適切に応じること。

2 指導に当たって

- (1) 4 技能 5 領域の総合的な育成を図るための統合的な指導

「総合的な育成」：結果として、5 領域をバランスよく育成すること。

「統合的な指導」：一つの領域だけでなく、他の領域と有機的に関連付けて指導すること。
- (2) 1 単位時間内における生徒の言語活動の充実（質・量）

「言語材料について理解したり練習したりする活動」と「実際に言語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動」を系統的かつ段階的に実施する。既習の学習内容を、言語活動の中で繰り返して指導し、練習させることで定着を図るとともに、それらを実際に用いて、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの活動において活用させることが重要である。
- (3) 小学校における外国語教育を踏まえた第1学年における配慮

第1学年の指導においては、中学校における外国語の学習への円滑な導入を図るため、小学校の外国語教育で慣れ親しんだことのあるような身近な言語の使用場面や言語の働きを用いた言語活動を行う。

「読むこと」、「書くこと」の言語活動については、中学校で本格的に学習を開始することに配慮し、生徒が過度に負担を感じないような段階的な指導を工夫する。

3 ICT機器や教具の使用について

- ・コンピュータ（タブレット）
- ・インターネット
- ・電子黒板
- ・CDプレーヤー
- ・DVD
- ・教材提示装置
- ・テレビ
- ・リズムマシン 等

4 地域の人々等の協力による授業の展開

- ・ALT
- ・地域在住の外国人
- ・外国での生活経験者
- ・海外の事情に詳しい人
- ・外国からの訪問者や留学生などのネイティブスピーカー等

5 指導資料

- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 外国語編」（平成29年7月）
- 文部科学省「小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編」（平成29年7月）
- 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 報告書・解説資料」
- 国立教育政策研究所「授業アイディア例」
- 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等
- 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査」「熊本県学力調査過去問題」
- 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月）
- 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）

10 月	第 18 週	学校部活動の指導の実際 (一般研修⑱)
生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することを理解させる。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとするをおさえる。 1 学校部活動について 各学校においては、設置者である市町村教育委員会が定める方針の下、適正で魅力ある学校部活動の推進に努める。 (1) 学校部活動の意義 - 学校教育活動の一環 - スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加する活動 - 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することができる。 - 自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶことができる。 (体力向上や健康の保持増進も豊かな関わり方の一つ) (2) これからの学校部活動の在り方の基本的な視点 - 生徒の自主性を尊重 - 生徒の個性の尊重と柔軟な運営 - 生徒のバランスのとれた生活 - 健康・安全に留意した適切な活動 - 生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動 - 社会体育との連携 (3) 顧問の役割 - 年間活動等の計画の作成 - 施設・用具の管理と指導 - 部予算の確保と管理 - 部員名簿の作成 - 部員の健康管理 - 実技指導 - 部活動日誌等の活用と整理 - 大会への引率 - 部会の開催・運営 - 顧問会議への出席 - 部員の事故防止と安全指導 - 保健室や病院との連携 - 中体連との連携・協力 - 保護者会や地域団体との連携 (4) 学校部活動における適切な休養日等の設定 学校が設定している休養日等の内容に沿って、各部は適切な休養日等を確保する。 ※参考(熊本県教育委員会作成「中学校における学校部活動の指針(令和5年(2023年)3月23日策定) - 学期中における1週間の練習日は5日以内とし、平日1日以上、週末(土曜日及び日曜日)1日以上を計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。 - 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。 - 定期試験前後の一定期間等、学校全体又は市町村共通で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。 - 平日の練習時間は長くとも2時間程度、土曜日、日曜日、祝日、長期休業日は長くとも3時間程度とする。 2 適切な運営のための体制整備 (1) 学校部活動に関する方針の策定等 (2) 指導・運営に係る体制の構築 (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 (4) 大会等及び地域の行事、催し等への参加 (5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 (6) 学校部活動の地域連携 3 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年7月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」(平成29年7月) ○ 熊本県教育委員会「第2期熊本県スポーツ推進計画」(平成31年3月) ○ 熊本県教育委員会「熊本県子どもの体力向上のための取組ハンドブック」(DVD付)(平成25年3月) ○ 熊本県教育委員会「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」(平成27年3月) ○ スポーツ庁、文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月) ○ 熊本県教育委員会「中学校における学校部活動の指針」(令和5年3月23日策定) ○ 熊本県教育委員会「運動部活動指導の手引」(令和2年3月【改訂版】) ○ 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 ぐまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月)		

10 月	第 19 週	生徒会活動の進め方 (授業研修⑯)
「生徒会活動」のねらいや指導法について理解させる。 1 生徒会活動のねらいと計画 (1) 生徒会活動の目標 異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第 1 の目標（特別活動の全体目標）に掲げる資質・能力を育成することを目指す。 (2) 生徒会活動の内容 ア 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営 生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見いだし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。 イ 学校行事への協力 学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。 ウ ボランティア活動などの社会参画 地域や社会の課題を見いだし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。 (3) 生徒会活動の指導計画 (4) 生徒会活動の内容の取扱い 2 活動の具体的内容 (1) 生徒総会 ・生徒会の最高審議機関 ・年間の活動計画の決定 ・年間の活動の結果の報告や承認 ・生徒会規約の改正 (2) 生徒評議会 ・生徒会活動に関する計画や実施の審議の機関 ・議案の審議 ・諸問題の解決 ・連絡調整 (3) 生徒会役員会 ・年間の活動の企画と計画の作成 ・議題の提出 ・委員会の招集 ・生徒会の運営や執行 ・学校の様々な取組の推進的な役割 ・学校の情報を学校外に発信する役割 (4) 各種の委員会 ・生徒会活動における実践活動の推進の役割 3 評価 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成 29 年 7 月) ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」(令和 5 年 5 月)		

10 月	第 19 週	人権教育の実践的進め方 (一般研修②)
学校における人権教育は、特定の教科・領域に限られたり、人権教育担当に任されたりするものではなく、全ての教育活動を通して、全教職員によって推進していかなければならないことを理解させる。		
1 生徒の実態把握と人権教育の諸計画を共通理解した上での実践 (1) 生徒の現状（背景）と課題の共通理解 「各学年・学級の全体的な現状と課題の交流」「配慮を要する生徒理解のための情報交流」 小学校までの学習経験、学習内容を踏まえて・・・校種間の協力と連携の充実 (2) 人権教育の諸計画を共通理解した上での実践 全体計画・・・生徒の発達段階に即しつつ、各教科等との関連を踏まえ、目指すべき目標や取り組むべき活動の全体を総合的かつ体系的に理解した上での実践 年間指導計画・・・当該年度の指導内容・方法等を具体的に理解した上での実践 2 全ての教育活動での取組・・・人権尊重の精神に立った学校づくり (1) 人権が尊重される学習活動づくり・・・[一人一人が大切にされる授業][互いのよさや可能性を発揮できる取組] 人権が尊重される授業づくりの視点例 「自己存在感」「共感的人間関係」「自己選択・決定の場」 (2) 人権が尊重される人間関係づくり・・・[互いのよさや可能性を認め合える仲間] (3) 人権が尊重される環境づくり・・・[安心して過ごせる学校・教室] 人権尊重の視点に立った教室環境づくりの視点 「人間関係を深め、安心して生活・学習ができる場づくり」「課題意識を高める場づくり」「発見の喜びを味わえる場づくり」「創造する喜びを味わえる場づくり」 3 人権尊重の理念に立った生徒指導 生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力、問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくようにする。 (1) 「自己存在感」「受容的・共感的・支持的な人間関係」「自己決定力、自分自身の行為への責任感」等を育成する人権教育の取組と積極的な生徒指導の取組の歩調を合わせた推進 (2) 生徒の問題行動への対応等での被害者を守り抜く姿勢と問題発生 of 要因・背景の多面的分析 (3) 加害者の生徒の抱える問題等への理解と、その行った行為に対する毅然とした指導 4 人権教育の指導内容と指導方法 (1) 人権に関する知的理解と人権感覚の育成に関する指導内容 (2) 指導方法の基本原則・・・「協力的な学習」「参加的な学習」「体験的な学習」 (3) 発達段階に即した指導方法 ア 「生徒の自己肯定感」を育てるとともに、多様な生の在り方や様々な価値観をもって生きる他者の存在を、知的にも感覚的にも受容できるように導く学習を行う。 イ インターネットによる人権侵害等の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせるよう、情報モラル教育の一層の充実を図る。 5 保護者への啓発・・・家庭訪問・学級通信・授業参観・学級懇談等あらゆる機会の活用 6 指導資料 ○ 同和対策審議会答申（昭和 40 年 8 月） ○ 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」（平成 8 年 5 月） ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年 12 月） ○ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成 20 年 3 月） ○ 第 3 期くまもと『夢への架け橋』教育プラン（熊本県教育振興基本計画）（令和 3 年 3 月） ○ 熊本県人権教育・啓発基本計画【第 4 次改定版】（令和 2 年 12 月） ○ 熊本県教育委員会「人権教育の推進に関する教職員アンケート調査報告書」（平成 28 年 3 月） ○ 熊本県教育大綱（令和 3 年 3 月改訂） ○ 熊本県教育委員会「人権教育推進資料・人権教育推進資料集」（平成 15～28 年度） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「実践行動につなぐ」授業への 3 つのアプローチ（令和 4 年 3 月）		

11 月

第 20 週

道徳科の特質を生かした学習指導の実施(2)

(授業研修①)

道徳科の目標を踏まえた授業を実施し、指導の方法及びその内容について理解させる。

1 授業に対する評価の観点

- (1) 学習指導過程は、道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、人間としての生き方について考えを深められるよう適切に構成されていたか。
- (2) 指導の手立ては、ねらいに即した適切なものとなっていたか。
- (3) 発問は、生徒が広い視野から多面的・多角的に考えることができる問い、道徳的価値を自分のこととして捉えることができる問いなど、指導の意図に基づいて的確になされていたか。
- (4) 生徒の発言を傾聴して受け止め、発問に対する生徒の発言などの反応を、適切に指導に生かしていたか。
- (5) 自分自身との関わりで、物事を広い視野から多面的・多角的に考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。
- (6) ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための指導方法は、生徒の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。

<指導方法の工夫例>

- ア 教材を提示する工夫
- イ 発問の工夫
- ウ 話合いの工夫
- エ 書く活動の工夫
- オ 動作化、役割演技など表現活動の工夫
- カ 板書を生かす工夫
- キ 説話の工夫

- (7) 特に配慮を要する生徒に適切に対応していたか。

2 その他、指導上の留意点について

3 指導資料

- 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」(令和5年3月)
- 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」(令和5年3月)
- 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」
- 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」
- 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』指導資料」
- 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなが～熊本の明日へ～』DVD」
- 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」
- 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月)
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成29年7月)
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」(平成29年7月)
- 文部科学省「中学校読み物資料集」 ※HP
- 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP
- 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP

11 月	第 20 週	特別支援教育 (一般研修②)
特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。		
このことから学校では通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な教育を行う必要があることを理解させる。		
1 特別支援教育とは 2 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への教育 (1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (2) 合理的配慮 (3) 一貫した教育的支援 (4) 個別的教育支援計画・個別の指導計画の活用・引継ぎ (5) 指導・支援の評価と計画の改善・継続 (6) 段階的な支援体制 3 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場 (1) 通常の学級 (2) 通級による指導 (3) 特別支援学級 (4) 特別支援学校 4 適切な指導及び必要な支援の実際 (1) 児童生徒の特性に応じた支援 (2) 二次障がいの予防 (3) キャリア教育の充実 (4) 交流及び共同学習 5 関係機関との連携 (1) 保護者との連携 (2) 関係機関との連携 6 指導資料 (1) 基礎資料 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） (2) 通知等 ア 文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月） イ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月） (3) 冊子 ア 熊本県教育委員会「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月） イ 熊本県教育委員会「特別支援教育充実ガイドブック」（平成27年3月） ウ 熊本県教育委員会「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」（平成29年3月） (4) リーフレット ア 熊本県教育委員会「インクルーシブ教育システムの実現に向けた合理的配慮の提供～障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に向けて～」（平成28年3月） イ 熊本県教育委員会「特別支援教育リーフレット『お子さんのすこやかな育ちと学びを応援します』」（令和4年10月） (5) Web資料等 ア 熊本県教育委員会「個別的教育支援計画の作成・活用・引継ぎに関するQ&A集」（令和2年8月） イ 熊本県立教育センター「教職員用研修（オンライン研修）」の動画コンテンツ ウ 熊本県立教育センターKYOサポリーフレット～特別支援学級の魅力発見編～		

11 月	第 21 週	個別の課題に対する生徒指導 (一般研修②)
1 個別の課題に対する生徒指導への対応 1 2 年ぶりに改訂された「生徒指導提要」には、「個別の課題に対する生徒指導」として、各個別課題について、関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導に当たっての基本的な考え方や留意すべき事項等について示されている。 (1) いじめ (2) 暴力行為 (3) 少年非行 (4) 児童虐待 (5) 自殺 (6) 中途退学 (7) 不登校 (8) インターネット・携帯電話に関わる問題 (9) 性に関する問題 (10) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導 2 指導資料 ○ 文部科学省「生徒指導提要」（令和 4 年） P 120～226		

11 月	第 22 週	学校図書館の利活用指導 (一般研修②③)
学校図書館の学校教育に果たす役割や機能, さらに, 学校図書館利活用指導の内容について理解させるとともに, 全ての教育活動で活用する学校図書館の在り方と方法についても理解させる。その際, 自分自身の読書体験や学校図書館の利活用の状況についても振り返らせる。		
1 学校図書館の目的		
2 学校図書館の役割		
(1) 読書センター		
(2) 学習センター		
(3) 情報センター		
3 学校図書館の利活用指導の実際と自校の利用状況		
4 各教科等における読書指導		
学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開		
(1) 読書活動のねらい		
(2) 各教科と読書活動		
(3) 「特別の教科 道徳」と読書活動		
(4) 特別活動と読書活動		
(5) 総合的な学習の時間と読書活動		
5 読書意欲を喚起するための指導		
6 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「義務教育課取組の方向」		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」(平成 29 年 7 月)		
○ 文部科学省「みんなで使おう！学校図書館」		
○ 文部科学省「学校図書館ガイドライン」		
※指導に当たっては, 図書館において, 司書教諭や図書主任, 学校司書等の同席を得て行うと効果的である。		

11 月	第 22 週	国語科(書写)の授業の進め方(4) (授業研修⑱)																					
国語科の書写の1単位時間の学習構想案等を書かせ、それを基に授業を実施し、「主体的・対話的で深い学び」のある書写の授業と学習構想案等の作成方法について理解させる。																							
1 指導の内容 (1) 基礎的な知識及び技能の確認 (2) 指導計画の作成 学習指導要領の趣旨やねらい等を十分に踏まえて作成すること。特に、言語活動の充実や時数の適切な配当に留意して作成すること。 (3) 国語科書写の学習構想案の作成 (4) 国語科書写授業の方法																							
2 学習指導の方法 書写指導の指導過程例（1時間の授業モデル） <table> <tr> <th></th><th>学習活動</th><th>指導の手立て</th></tr> <tr> <td>ア</td><td>学習目標をつかむ。 (試し書きをする)</td><td>学習のめあてを自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>学習の課題（具体的な着眼点）をつかむ。</td><td>試し書きを基に学習の課題（具体的な着眼点）を理解させる。</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>練習する。（1次・2次）</td><td>学習の課題に従って練習させる。</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>批正する。（1次・2次） (言語活動)</td><td>学習の課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>清書する。</td><td>学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。</td></tr> <tr> <td>カ</td><td>学習のまとめと振り返りをする。</td><td>学習の目標に照らして反省させ、評価させる。</td></tr> </table>				学習活動	指導の手立て	ア	学習目標をつかむ。 (試し書きをする)	学習のめあてを自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。	イ	学習の課題（具体的な着眼点）をつかむ。	試し書きを基に学習の課題（具体的な着眼点）を理解させる。	ウ	練習する。（1次・2次）	学習の課題に従って練習させる。	エ	批正する。（1次・2次） (言語活動)	学習の課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。	オ	清書する。	学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。	カ	学習のまとめと振り返りをする。	学習の目標に照らして反省させ、評価させる。
	学習活動	指導の手立て																					
ア	学習目標をつかむ。 (試し書きをする)	学習のめあてを自覚させ、書きたいという意欲を起こさせる。																					
イ	学習の課題（具体的な着眼点）をつかむ。	試し書きを基に学習の課題（具体的な着眼点）を理解させる。																					
ウ	練習する。（1次・2次）	学習の課題に従って練習させる。																					
エ	批正する。（1次・2次） (言語活動)	学習の課題に合うように書けたか、その度合いや問題点等についての気付きを互いに出し合わせる。																					
オ	清書する。	学習したことを生かして清書させる。 試し書きと比べさせ、成就感を味わわせる。																					
カ	学習のまとめと振り返りをする。	学習の目標に照らして反省させ、評価させる。																					
3 指導上のポイント (1) 実際の社会生活や学習活動に役立つ書写の能力を養うため、適切な言語活動が行われたか。 (2) 文字についての基礎的な指導がなされた授業であったか。 (3) 本時の学習目標が具体化、明確化され、生徒自身で書いた文字の批正ができるように工夫された授業であったか。 (4) 生徒の興味・関心や能力の実態を把握し、個別指導を取り入れた授業であったか。 (5) 指導の効果を上げるために、適切な資料や教具を準備して生徒の意欲を高めた授業であったか。 (6) 作品の事後措置が計画されているか。（評価、掲示、保管等）																							
4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月) ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 国語編」(平成29年7月)																							

11 月	第 22 週	社会科の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
		生徒が主体的に社会科学学習に取り組み、社会科の基礎・基本を確実に身に付けていく指導を展開するポイントについて理解させる。 1 社会科のよい授業とは 指導目標が、生徒にとって「楽しく」「よく分かり」「主体的に追究して」目標が達成される授業 2 よい授業創造のために (1) 社会科の基本的性格や目標を理解しておくことが大切である。 ア 社会科誕生の背景 イ 小・中・高の社会科目標のねらいとその関連 (2) 生徒の実態を把握しておくことが大切である。 ア どのような社会的事象に興味・関心をもっているか。 イ どのような社会認識や経験をもっているか。 (3) 分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ることが大切である。 3 授業前に行うこと (1) 学習指導要領・解説書を読み込み、年間指導計画の目標・内容、評価規準を確認する。 (2) 教科書の記述内容等を分析する。 (3) 教科書教材を具現化するための資料を考える。 (4) 生徒の実態を考慮して、身近な教材や資料を補う。 (5) 学習のねらいの達成ができる教材の位置付けを行う。 (6) 教科の特質に応じた道徳科との関連を図る。 4 学習における教師の役割 (1) 学習課題設定の工夫…学習課題設定で重要なことは、生徒が切実な欲求をもって解決しようとする課題を設定することである。 (2) 課題解決の意欲の増進…生徒が興味・関心をもち主体的に課題を追究しようとする意欲や態度を養う必要がある。課題解決の過程をいくつか想定しておく。 (3) 学習活動の多様化…生徒が主体的に活動できるように、生徒の実態を把握して、多様な学習活動が展開できるように準備しておくことが大切である。 (4) 学習活動…教師は、生徒一人一人の学習状況を適切に把握し、学習課題の解決と目標を達成させるために、個に応じた指導を行っていくことが大切である。 (5) よき人間関係の促進…互いに助け合ったり協力したりする関係づくりを行い、共に学ぶ喜びを味わわせることが大切である。 (6) 社会科の目標…中学校社会科は、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを究極のねらいとしている教科であるということを十分認識することが大切である。 5 社会科における言語活動に関わる学習の一層の重視について 社会科においては、これまでも様々な資料を適切に収集し、活用して事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに、適切に表現する能力と態度を育てることを各分野共通の目標としてきている。言語活動の充実が求められてきた趣旨を引き継ぎつつ、資料等を有効に活用して論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの社会科ならではの言語活動に関わる学習を一層重視する必要がある。 6 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(平成 29 年 7 月) ○ 国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」(令和元年 12 月)

11 月	第 22 週	数学科の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
数学科の授業の進め方(2)(3)で記した「授業の見方と記録の視点」を生かして実際の授業を参観したり、自分で作成した学習構想案等で授業を行い、それらを分析・評価したりし、学習構想案等の見直しや授業の進め方について理解させる。 1 授業参観 (1) 計画的に授業参観の機会を設け、視点を明らかにして参観・記録させる。 (2) 「授業の見方と記録の視点」を効果的に活用し授業参観に臨ませる。 (3) 授業参観の記録を分析・検討し、望ましい授業の進め方について理解させる。 2 授業実践と評価 (1) 年間指導計画に従って、授業が進められているかどうかを計画的にチェックさせる。 (2) 「本時のねらい」「本時の展開」程度の学習構想案等を毎時間作成させ、授業に臨ませる。 (3) 「授業の見方と記録の視点」を効果的に活用した授業の自己反省と評価をさせる。 (4) 授業過程を分析・検討し、授業実践での問題点を明らかにさせ、学習構想案の見直しをさせる。 ア 学習課題は焦点化できていたか。 ・本時の目標と評価規準の整合は図られているか。 ・生徒の疑問や気付きを授業展開に生かせたか。 イ 生徒一人一人に解決の見通しをもたせることができたか。 ・既習事項との類似点や相違点から解決方法を考えさせることができたか。 ・結果を予想し、その適否について考えさせることができたか。 ウ 自立的、協働的に解決する過程を設けることができたか。 ・自分の考えを言葉、図、式などを用いてノート等にかかせることができたか。 ・自分の考えを互いに説明し伝え合う活動を行うとともに、友達が考えた式や図などの意味を読み取る活動を行うことができたか。 エ 思考を深める場を設けることができたか。 ・生徒の解決方法や考えを基に、更に思考を深めたり、広げたりする問い掛けをし、考えを練り上げる活動を行うことができたか。 オ 学習を振り返ることができたか。 ・学んだ内容について、活用できる場面や有用性を押さえることができたか。 (5) 教師主導の授業展開の部分と、数学的活動を通した生徒主体の授業展開の部分工夫させ、生徒が主体的に考え、課題意識をもって問題解決に取り組む授業の進め方を追究させる。 3 言語活動の充実 数学的な思考力、判断力、表現力等を育成するために、言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの活動を積極的に取り入れさせる。 4 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 数学編」(平成 29 年 7 月) ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」 ※HP ○ 熊本県教育委員会「全国学力・学習状況調査結果及び問題」 ※HP ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月) ○ 熊本県教育委員会「『学習評価のポイント』及び『学習構想案例』【中学校版】」※HP		

11 月

第 22 週

理科(課題研究の指導)の授業の進め方(4)

(授業研修⑱)

中学校学習指導要領理科の目標には「科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する」ことが示されている。課題研究は、まさに、自然の事物・現象の中に問題を見いだし、目的意識をもって観察、実験を主体的に行い、得られた結果を分析して解釈するなどの科学的に探究する学習である。理科の目標達成のためにも重要な学習であることを理解させ、課題研究の進め方について指導する。

1 課題研究の進め方について

- (1) 研究の流れについて、研究の目的、仮説、方法、結果、考察の 5 点を押さえる。
- (2) 研究テーマを設定するために、次のような点に着目させる。
 - ア 身の回りの事物・現象に目を向ける。
 - イ 理科で学んだことを生活に当てはめて試す。
 - ウ 理科で学んだ内容を更に発展させる。
 - エ 先行研究を発展させる。
- (3) 研究の目的を明確に把握させ、その目的を小項目ごとに具体的に捉えさせる。
- (4) 研究の方法や進め方については次のような点を指導する。
 - ア 適切な装置や器具・材料を用い、計画的・継続的に研究を進める。
 - イ 条件を制御する。
 - ウ 観察、実験はできるだけ繰り返し行い、再現性の高い測定値や現象を得るようにする。
- (5) 研究の結果と記録の仕方については、次のような点を指導する。
 - ア 資料の整理と正確で丹念な記録を行う。
 - イ 結果は、必要に応じて図や表、グラフに表す。
 - ウ 感想や気づきを記録する。
- (6) 考察やまとめについては、次のような点を指導する。
 - ア 結果から何が分かるか、どんなことが考えられるかを明らかにする。
 - イ 結果が予想と違っていた場合は、仮説を見直す。

2 指導上のポイント

- (1) 生徒の興味・関心、発想等を大切にテーマを決定させる。
- (2) 生徒の発達段階を考慮した指導助言を行う。

3 指導資料

- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 理科編」(平成 29 年 7 月)
- 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)
- 熊本県立教育センター「科学する夏(中学生用)」
- 熊本県立教育センター「私たちの科学研究」

11 月	第 22 週	音楽科の「鑑賞」領域の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
「鑑賞」領域の学習では、曲想と音楽の構造との関わり、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり、音楽の特徴から生まれる音楽の多様性などについて理解すること、批評などの活動を通して曲や演奏を評価したり、生活や社会における音楽の意味や役割などについて考えたりすること、これらが相互に関連し合うことが大切であることを理解させる。		
1 「鑑賞」領域の内容（解説P28～31） (1) 曲想と音楽の構造との関わり (2) 音楽の特徴とその背景となる文化や歴史などとの関わり (3) 音楽の特徴から生まれる音楽の多様性などについて理解すること (4) 批評などの活動を通して曲や演奏を評価したり、生活や社会における音楽の意味や役割などについて考えたりすること } 〔共通事項〕を学習の支えとして、相互に関連し合うこと 2 「鑑賞」領域の指導内容（五つの観点）（解説P28～） (1) 音楽の素材としての音 (2) 音楽の構造 (3) 音楽によって喚起されるイメージや感情 (4) 音楽の鑑賞における批評 (5) 音楽の背景となる風土や文化・歴史など 3 〔共通事項〕の内容（解説P 8, P31～34, P64～65） 〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。 (1) 音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受しながら、知覚したものと感受したこととの関わりについて考えること。 (2) 音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること。 4 言葉で説明したり批評したりする活動について（解説P57, P85, P116） 音楽を自分なりに評価しながら、そのよさや美しさを味わって聴く力を育てることが大切であり、言葉で説明したり、批評したりする活動はそのための手段であることに留意する。したがって、生徒一人一人が音楽を自分なりに評価する活動と、評価した内容を他者に言葉で説明したり、他者と共に批評したりする活動を取り入れることによって、鑑賞の学習の充実を図ることができるよう配慮する。 5 鑑賞の活動【第1学年】（解説P58）（第2, 3学年はP85 参照） ア 「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力である、「曲や演奏に対する評価とその根拠」や「生活や社会における音楽の意味や役割」、「音楽表現の共通性や固有性」について自分なりに考え、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにすること イ 「知識」に関する資質・能力である、「曲想と音楽の構造との関わり」や「音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わり」、「我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性」を理解できるようにすること 6 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 音楽編」（平成29年7月） ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024 度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月）		

11 月	第 22 週	美術科の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
「B鑑賞」は、自然の造形の美しさや、人類のみが成しうる「美の創造」というすばらしさを感じ取り味わい、自らの人生や生活を潤し心豊かにしていく主体的で創造的な学習であることを理解させる。		
1 「B鑑賞」の(1)の指導事項について(解説P41～) 造形的な見方・考え方を働かせ、自然や生活の中の造形、美術作品や文化遺産などから、よさや美しさなどを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫、生活や社会の中の美術の働きや美術文化について考えるなどして見方や感じ方を広げたり深めたりする鑑賞に関する資質・能力を育成する学習である。		
ア 美術作品などの見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 指導事項の概要は、第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。 (ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞 (イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 指導事項の概要は、第1学年、第2学年及び第3学年とも次のとおりである。 (ア) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞 (イ) 美術文化に関する鑑賞		
2 「B鑑賞」の指導上の留意点(解説P40) 鑑賞の学習は、自然や身の回りの造形、美術作品や工芸作品などのよさや美しさ、創造力のたくましさなどを感じ取り、心をより豊かなものにするとともに、作品との対話を重ね理解することによって多くのものを感受し、作者の心情や表現の意図と工夫、生活や社会における美術の働きや美術文化について考えるなどして鑑賞の視点を豊かにすることで、見方や感じ方を広げたり深めたりするなどの資質・能力を育成することをねらいにしている。 ・ 知識を詰め込むものではなく思いを巡らせながら対象との関係を深め、自分の中に新しい意味や価値をつくりだす創造活動として取り扱う。 ・ 鑑賞に関する資質・能力を一層豊かに育成するためには、表現の活動とも相互の関連を図るとともに、主体的・対話的な活動などにより対象などの見方や感じ方を深めたり、自分では気付かなかった新しい意味や価値に気付いたりできるようにすることも重要である。その際、〔共通事項〕を指導の中に適切に位置付け、造形的な見方・考え方を豊かに働かせながら、鑑賞の指導の充実を図る。		
3 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 美術編」(平成29年7月) ○ 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月)		

11 月	第 22 週	保健体育科の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
生徒が意欲をもって取り組むことができる授業を展開するためには、達成すべき目標を踏まえた上で学習構想案を作成し、教材研究を十分にすることが必要であることを理解させる。 また、これまでの自分の授業を振り返って課題を把握し、一層の授業改善を図らせる。 1 学習構想案（例） (1) 単元名 (2) 単元の目標 (3) 単元の評価規準（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度） (4) 単元終了時の生徒の姿（単元のゴールの姿・期待される姿） (5) 単元を通した学習課題（単元の中心的な学習課題） (6) 本単元で働かせる見方・考え方 (7) 指導計画と評価計画 (8) 単元における系統及び生徒の実態 - ア 学習指導要領における該当箇所（内容、指導事項等） - イ 教材・題材の価値 - ウ 本単元における系統 - エ 生徒の実態（単元の目標につながる学びの実態） （ア）本単元を学習するに当たって身に付けておくべき基礎・基本の定着状況 （イ）本単元の学習に関する意識の状況 （ウ）考察 (9) 指導に当たっての留意点（「校内研修の取組の視点」等から指導上の留意点等について明記） (10) 本時の学習 - ア 目標 - イ 展開 (11) 板書計画 (12) ICT活用計画 (13) 見方・考え方を働かせて解く適用問題等の計画 2 目標の明確化と教材研究 (1) 単元・種目の特性は何か (2) 単元・種目のねらいは何か (3) 「ねらい」を本時にどう展開するか 3 指導の実際 (1) 指導と評価の一体化 (2) 学習の雰囲気づくり (3) 課題の把握と学習意欲の喚起 (4) 見通しと振り返りの充実 (5) 発問の工夫 (6) 自発的・自主的な活動への手立てと配慮 (7) 活動内容や方法・活動の場の設定 (8) 運動量の確保と指導内容のバランス (9) 安全管理の徹底 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「熊本県版子どもの体力向上のための取組ハンドブック」（DVD付）（平成 25 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「中学校保健体育授業づくりハンドブック」（平成 25 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 保健体育編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「『学習評価のポイント』及び『学習構想案例』【中学校版】」 ○ 熊本県教育委員会「中学校保健体育指導の手引き」（令和 4 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

11 月	第 22 週	技術・家庭科の授業の進め方(4) (授業研修⑱)
技術・家庭科の授業を実践するには、育てたい資質・能力を明確にしながら題材計画を作成し、具体的な展開のための学習構想案を作成することが必要であることを理解させる。		
1 題材計画作成時の留意点 「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」P23「技術分野の学習過程と、各内容の三つの要素及び項目の関係」・P65「家庭科、技術・家庭科（家庭分野）の学習過程の参考例」を参考にすること。 (1) 基礎的な知識・技能の習得 課題解決の学習を実施する前に、問題を解決するために必要な知識や技能を習得させるだけでなく、見方・考え方に気付かせることが重要である。そうでなければ、これ以降の学習で見方・考え方を働かせることができない。 (2) 課題の設定・課題発見 生徒の身近な所から問題を見いだし、その問題の中から生徒自身に課題を設定させる。問題を見いだすことは学級共通でもよいが、課題の設定は個人で行うことが望ましい。 (3) 課題解決の計画 これまでの学習で身に付けた知識及び技能を生かし、生徒自身の製作等による解決の見通しをもち、具体的な解決方法を計画する。荒唐無稽なものや題材の目標から逸脱した計画にならないよう注意すること。また、それぞれの見方・考え方を働かせた計画となるように注意すること。 (4) 課題解決に向けた活動 知識及び技能を生かし、製作、制作、栽培、調理等を行い、課題を解決する学習活動を計画する。この際に、技能の習得や知識の定着を図ることが考えられる。 (5) 課題解決の評価 生徒自身が行った課題解決を評価する際には、生徒自身の振り返りだけでなく、他の生徒の課題解決についても評価することを通して、自分の考えを広げたり、自分の課題解決のよさに気付いたりできるようにする。また、評価をする際にも、見方・考え方を働かせるようにすること。 2 学習構想案の作成 (1) 題材の選定 (2) 教師の考え（題材終了時の生徒の姿・題材を通した学習課題・生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方等）の明記 (3) 指導計画と本時との関連付け (4) 目標の明記（題材の評価規準、本時の評価規準と目標の整合） (5) 学習指導の過程・方法の明記 (6) 評価計画の作成 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 技術・家庭編」（平成29年7月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）		

11 月	第 22 週	外国語科の授業の進め方(4) (授業研修⑨)
生徒が意欲をもって取り組むことができる授業を展開するためには、達成すべき目標を踏まえた上で学習構想案を作成し、教材研究を十分にすることが必要であることを理解させる。 また、これまでの自分の授業を振り返って課題を把握し、一層の授業改善を図らせる。 1 英語学習指導上のポイント・・・次の観点に沿って自分の学習指導の在り方を振り返らせる。		
〈常に心掛けたいこと〉		check 欄
・人権尊重の視点に立って生徒に接しているか。 ・生徒のよい点を見付けて認め、タイミングよくほめているか。		☐ ☐
〈授業の前に・・・〉		
・単元終了時の生徒の姿を明確にしているか。(英語を用いて何ができるようになってほしいのか) ・毎回進捗チェックをして授業に臨んでいるか。(年間指導計画及び週計画案等の活用) ・事前に、本時の目標や課題を明確にし、どのような方法やタイミングで指導するかを検討しているか。 ・教材・教具やタブレット端末を含む I C T 機器の効果的な活用を考えているか。 ・小学校外国語教育の実態を踏まえた指導内容になっているか。 ・本単元における評価規準、評価時期及び評価方法を明確にしているか。 ・板書事項や電子黒板等での提示内容等の具体や効果的な組合せを考えているか。		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
〈授業の中で・・・〉		
・本時の目標を明確にし、基礎的・基本的事項をきちんと押さえた分かる授業を行っているか。 ・小学校外国語教育や前学年までの学習内容と関連させた指導を行っているか。 ・指導に生かす評価を行っているか。 ・机間指導を効果的に行っているか。 ・生徒が主体的に言語活動を行う場を設定し、その合間に適切な指導を行うとともに、その繰り返しにより、思考力や表現力等を高める工夫がなされているか。 ・Classroom English を心掛け、授業を実際のコミュニケーションの場面とするとともに、生徒が実際に英語を使う活動や練習のための時間を十分に与えているか。		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
〈授業の後で・・・〉		
・授業の反省事項を記録し、次の授業のステップアップの材料としているか。 ・授業における指導に生かす評価のためのメモや評価の記録を整理しているか。		☐ ☐
(補助簿等の整理・保管)		
・指導と評価の一体化を意識した思考力や表現力等を問う評価問題を作成しているか。 ・生徒の提出物はできるだけ早く点検して返却しているか。 ・授業と家庭学習の連携を図り、基礎的・基本的事項の定着のための学習や、発展的な学習に取り組むよう指導しているか。		☐ ☐ ☐
2 指導資料		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 外国語編」(平成 29 年 7 月) ○ 文部科学省「小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編」(平成 29 年 7 月) ○ 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査 報告書・解説資料」 ○ 国立教育政策研究所「全国学力・学習状況調査過去問題」 ○ 国立教育政策研究所「授業アイディア例」 ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査」「熊本県学力調査過去問題」 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度(2024 年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月) ○ 国立教育政策研究所『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」(令和 2 年 3 月)		

12 月	第 23 週	学級集団の指導の進め方 (一般研修②4)
学級集団の指導をどう進めるかは、学級担任にとって、学級経営がうまくいくかどうかを決める大切な要素となる。 年度当初、「学級経営の在り方」として、学級経営の意義や担任の使命について研修している。また、「生徒理解」や「学級活動の進め方」なども、これまでに研修してきている。 したがって、ここでは、実際の学級経営案に基づき、これまでの学級集団の指導の実際について振り返るとともに、今後の指導の在り方について、具体的に研修させる。		
1 学級の教育目標と指導の重点		
2 学級経営の実際		
(1) 学級における生徒の実態		
(2) 学級集団の指導の実際		
(3) 学級集団の変容と課題		
(4) 今後の具体的な取組		
※初任者が担当している学級等の実際について研修を進める。		
3 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和 6 年 3 月)		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」(平成 29 年 7 月)		
○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」(令和 5 年 5 月)		

12 月	第 23 週	伝統や文化・国際理解に関する教育の充実 (一般研修⑤)
教育基本法第 2 条に規定された教育の目標の一つに、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」がある。グローバル化社会の中では、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けてこそ、自分とは異なる文化や歴史に敬意を払い、これに立脚する人々と共存することができるものである。国際社会で活躍する日本人の育成を図る上で、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、そのよさを継承・発展させるための教育の充実が求められていることを認識させることが大切である。 また、環境問題など地球規模で解決すべき問題が山積する現代にあつては、これらの諸問題の解決を図るための国際的な協調が不可欠である。国際協調の基本は、人と人との相互理解、相互交流であることから、国際理解に関する教育の充実に対する期待が大きいことを認識させる。		
1 伝統や文化・国際理解に関する教育の充実のねらい ・国際社会で主体的に生きる日本人の育成 ・我が国の伝統、文化、歴史の継承・発展 ・多様な文化を尊重できる態度や資質の育成		
2 充実を図るための留意点 ・学校全体での組織的な取組（全ての教職員の共通理解） ・各教科等との関連を図った年間指導計画等の作成 ・家庭、地域との連携 ・生徒の実生活と関連した指導内容等の工夫 ・体験的な指導内容等の充実 ・その他		
3 指導資料 ○ 中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日） ○ 熊本県教育委員会「学習指導要領の改訂を踏まえた伝統や文化に関する教育の充実について」 ※HP ○ 熊本県教育委員会・熊本県道德教育推進協議会「道德授業実践DVD」 ○ 熊本県教育委員会「道德教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

12 月	第 24 週	環境教育について (一般研修②⑥)
		現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっている。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切である。教育基本法第 2 条に示された教育の目標及び学校教育法第 21 条に示された普通教育の目標に基づき、全ての教育活動を通して環境教育を行うことの大切さと、自らが持続可能な社会の構築を担う一員であることを理解させる。
		1 気候変動問題をはじめとした地球環境問題に関する教育の充実について（通知） （文部科学省及び環境省 令和 3 年 6 月 2 日）
		2 学習指導要領における位置付け
		3 熊本県及び県教育委員会の取組 ・熊本県環境基本条例 ↓ ・熊本県環境基本指針 熊本県環境基本計画 ↓ ・学校教育における環境教育ガイドライン ↓ ・県教育委員会の環境教育推進に係る事業等 ・持続可能な開発のための教育（E S D）を踏まえ、教科等横断的な視点からの環境に関する学習 ・「水俣に学ぶ肥後っ子教室」 ・学校版環境 I S O 他 ※「水俣に学ぶ肥後っ子教室」は、小学校及び義務教育学校 5 年生対象の行事であるが、6 年生、中学校へと継続・発展した指導を行うようにする。
		4 学校における環境教育 (1) 基本的な考え方 (2) 学校における環境教育のねらい (3) 環境教育で重視する能力と態度 (4) 環境を捉える視点 (5) 学校における環境教育の構想 (6) 学校における環境教育の進め方
		5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「指導資料『水俣に学ぶ肥後っ子教室』」（令和 3 年改訂） ○ 国立教育政策研究所「環境教育指導資料【中学校編】」（平成 28 年 12 月） ○ 経済産業省資源エネルギー庁「わたしたちのくらしとエネルギー」（令和元年 12 月） ○ 熊本県教育委員会 H P 掲載 ○ 学校における環境教育の一層の充実 ○ 環境教育研究推進校の取組 ○ 環境にやさしい学校づくり～学校版環境 I S O の取組～ ○ 「学校版環境 I S O の取組」における好事例 ○ 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」関係資料

12 月	第 24 週	社会教育 (一般研修⑦)
社会教育の意義や本県における社会教育について理解させるとともに、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現の重要性についても併せて理解させる。 1 社会教育の意義 (1) 社会教育とは (2) 社会教育の役割 (3) 社会教育の担い手としての社会教育主事 (4) 生涯学習と社会教育の関係 2 本県における社会教育 (1) 県教育委員会の役割 (2) 学校と家庭の連携・協働 - ア 家庭教育への期待 - イ 家庭教育支援のための主な取組 - ウ P T A活動の現状と活性化 (3) 学校と地域の連携・協働 - ア 地域学校協働活動の推進 - イ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた地域学校協働活動 - ウ 地域学校協働活動を推進するその他の事業 - エ 地域の読書ボランティアを活用した子供の読書活動の推進 - オ 道德教育用郷土資料「熊本の心」の活用の推進 (4) 個人の要望や社会の要請に応える社会教育の推進 (5) 生涯学習基盤の整備 - ア 市町村における生涯学習推進の広域的な支援 - イ 主な生涯学習施設 図書館、公民館、県生涯学習推進センター、青少年教育施設 (6) 社会教育関係団体 (7) 生涯学習の推進に係る会議としての「社会教育委員会議」 (8) 子供の読書活動の推進 (9) 子供の体験活動の推進 3 指導資料 ○ 文部科学省「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン・参考の手引」 ○ 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター「地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブック」 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 熊本県教育委員会「くまもと家庭教育10か条」 ○ 熊本県教育委員会 DVD「はじめよう！早寝早起き朝ごはん」 ○ 熊本県教育委員会「くまもと『親の学び』プログラム（乳幼児期編・小学生期編・中高生期編・次世代編）」 ○ 熊本県教育委員会「くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条」 ○ 熊本県教育委員会「熊本の地域教育力3つの提言」 ○ 熊本県教育委員会「熊本県放課後子ども教室ガイドブック」 ○ 熊本県教育委員会「地域学校共同活動熊本県好事例集」 ○ 熊本県教育委員会『肥後っ子いきいき読書プラン』熊本県子どもの読書活動推進計画～第四次～ ○ 熊本の子ども輝き条例 ○ くまもと家庭教育支援条例		

1 月	第 25 週	授業研究の実施 (授業研修⑳)
授業の研究は、教師の指導力と生徒の学力を向上させる上で極めて大切なことである。 そのためには、授業展開だけでなく、それ以前の準備段階から事後研究に至るまでを綿密な計画と実践、評価、改善といった P D C A サイクルによって検証する必要があることを理解させる。 1 事前研究 (1) 教材研究 ・指導目標と指導内容の確認（学習指導要領を参照） ・生徒の実態分析 ・指導目標を達成するための教材及び言語活動の選定 ・単元の指導計画、評価計画、学習構想案等の作成 ・評価規準の設定 ・授業展開案等の検討 ・教科書の活用についての検討 (2) 授業観察項目の決定と係分担 (3) 授業準備 ・教材、教具等の作成 ・板書計画の作成 2 授業実践 (1) 観察の視点を踏まえた授業実践 ・観察の視点（例）校内研究の視点、教師の発問・指示と生徒の反応、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組、言語活動の充実、指導と評価の一体化 (2) 係の確認（授業記録等） ・教師の発問・指示・助言・板書・評価等の記録 ・生徒の発言・活動の様子等の記録 ・授業を振り返るための録音、ビデオ撮影等 3 事後研究（授業研究会の例） (1) 自評 (2) 質疑応答 (3) 授業記録による分析検討 (4) 研究協議 (5) 評価及び反省 (6) 改善案の検討 4 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

1 月	第 25 週	教科指導の評価と改善 (授業研修②)
教育基本法改正で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育むことを目指した学習指導要領では、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスが重視されている。学習評価については、学習指導要領に示された目標に照らしてその実現状況を見る評価を一層重視し、観点別学習状況の評価を基本として、生徒の学習の到達状況を適切に評価していかなければならない。 なお、学習の結果に対して評価を行うだけでなく、学習指導の過程における評価の工夫を一層進め、指導に生かす評価（指導と評価の一体化）を充実させることが大切であることを理解させる。 1 学習評価の計画 (1) 評価規準の設定 (2) 診断的評価の実施（事前テスト等） (3) 学習過程における評価計画 ・評価の場面、評価の観点等の検討 ・評価方法の検討・・・観察、面接、質問紙、ワークシート、ノート、ペーパーテスト、作品、レポート等（その選択、組合せ等の工夫） (4) 自己評価・相互評価等の工夫 (5) 習熟状況を客観的に把握する評価の工夫 2 学習評価の実践 (1) 評価の時期と方法の決定 (2) 評価に必要な質問紙、問題等の作成 (3) 評価の実施（妥当性、信頼性を高める工夫） ・各学校で作成された評価規準の精度を高めるために、常に見直しを行う。 ・評価の観点「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に取り組む態度」等の捉え方や、評価方法について工夫改善を図る。 ・観点別学習状況の評価を、各単元や学期末、あるいは学年末で総括するとき、どの観点も偏ることなく、バランスのとれた評価となるようにする。 ・評価に関する教員間、学級間、学校間、地域間の共通理解を図る。 ・評価に関する専門的力量を高めるため、教員一人一人が自己研鑽に努める。 ・保護者や生徒等へ、情報を分かりやすい形で提供する。 ・評価の根拠等を説明できるように補助簿等の整備、保管に努める。 (4) 評価の記録集計 3 評価の反省 (1) 生徒一人一人の習熟状況の検討→補充指導の徹底 (2) 指導計画・実践の反省と評価→授業の見直し (3) 評価の妥当性の検証 (4) 授業改善 (5) 記録 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）		

1 月	第 26 週	校内研修の意義 (一般研修⑳)
教職のもつ尊さと厳しさを認識し、自らの人格を高めるとともに、教科等に関する専門的知識を高め、高度な指導技術を身に付けるために、学校一丸となつての研修体制の確立と実践が大切であることを理解させる。 1 校内研修の意義 (1) 生徒の心身の健やかな成長を目指す研修 (2) 全教師参加による共通理解 (3) 切磋琢磨による資質の向上（研究と修養） (4) 教育実践改善の手掛かり 2 校内研修の効果 (1) 教育課題の理解 (2) 研修方法の把握と創意 (3) 共同研修における学習指導法等の理解 (4) 的確な自己評価と研修意欲の高揚 3 校内研修の特徴 (1) 実践課題に密着できる (2) 自主的な展開ができる (3) 協力して実践できる (4) 相互評価により教育の成果と課題を的確に把握できる 4 本校の校内研修について (1) 校内研修体制づくり ・校内研修の活性化を目指した組織づくり ・研修の具体化のための研修計画の作成 (2) 研究主題の捉え方と共通理解 ・学校の実態分析による共通課題の明確化 ・教育課題を踏まえた研究主題の設定 ・研究主題の具体化に向けての共通理解 (3) 実践を中心とした校内研修 ・研究授業を通じた授業の在り方についての工夫改善 ・研究の仮説と結び付け、焦点化した授業研究会 (4) 指導方法の研究及び工夫改善 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～（令和 6 年 3 月）」 ○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン（冊子）」（令和元年 12 月）		

1 月	第 26 週	キャリア教育の進め方(2) (一般研修②)
学校の教育活動全体を通して行うキャリア教育の具体的な内容や方法について、自校の計画を基にして理解させる。 1 キャリア教育全体計画について 2 年間指導計画について 3 総合的な学習の時間などにおける体験活動を中心とした取組について 4 特別活動や特別の教科 道徳における取組について 5 教科における取組について 6 家庭や地域との連携について 7 指導資料 ○ 文部科学省「小学校キャリア教育の手引き」(令和4年3月) ○ 文部科学省「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」(令和5年3月) ○ 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23年1月31日) ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分に気づき、未来を築くキャリア教育—小学校におけるキャリア教育推進のために—」(平成21年3月) ○ 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「自分と社会をつなぎ、未来を拓くキャリア教育—中学校におけるキャリア教育推進のために—」(平成21年3月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育を『デザイン』する—小・中・高等学校における年間指導計画作成のために—」(平成24年8月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「キャリア教育が促す『学習意欲』」(平成26年3月) ○ 文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「『語る』『語らせる』『語り合わせる』で変える！キャリア教育」(平成28年3月) ○ 「キャリア・パスポート」例示資料等について(平成31年3月) ○ 熊本県教育委員会「令和6年度(2024年度)小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」(令和6年3月)		

2 月	第 27 週	学級活動の進め方(2) (授業研修②)
「学級活動」の進め方について理解させる。 1 学級活動の活動内容と指導方法の工夫 (1) 学級活動の内容 (2) 学級活動の学習過程 (3) 合意形成と意思決定 2 議題、題材について (1) 議題と題材、望ましい議題や題材について (2) 事前指導の在り方（議題の集め方や議題の決定の仕方、題材の選び方や進め方） 3 学級活動委員会 (1) 学級活動委員会の仕事 (2) 話し合い活動の工夫 4 司会や議長の在り方 5 教師の支援 (1) 問題点を明らかにする支援 (2) 話し合いの方法や技能を補う支援 (3) 終末での支援 6 指導資料 ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」（令和 5 年 5 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編（教員向けリーフレット及び教員向け指導資料）」（平成 30 年 7 月）		

2 月	第 27 週	生徒指導の反省と評価 (一般研修③⑩)
これまで、生徒指導に関して、「生徒理解」、「生徒指導の基礎」、「いじめ・不登校への対応と教育相談の進め方」、「生徒指導と教育課程、チーム学校による生徒指導体制」、「個別の課題に対する生徒指導」について研修してきた。これまでの生徒指導の実際について振り返り、よりよい指導の在り方について理解させる。		
1 生徒指導の実際（具体的取組と生徒の変容） (1) 生徒理解の実際 (2) 学級経営，教科指導における生徒指導の実際 (3) 基本的な生活習慣の確立，校内規律に関する指導 (4) 問題行動等への対応 (5) いじめ・不登校への対応 (6) 教育相談の実際 (7) 管理職，生徒指導主事，養護教諭等との連携 (8) S C，S S W，相談員等との連携 (9) その他		
2 生徒指導の反省と評価 (1) よかった点，課題と思われる点 (2) 今後の生徒指導で取り組みたいこと		

2 月	第 28 週	年度末の学級事務処理の仕方 (一般研修③)
年度当初に引き継いだ諸表簿が記入済みであるか確認し、整理・記入の仕方について理解させる。その際、正確に記入・集計することについて指導する。 1 諸表簿等 (1) 指導要録（記入，担任印押印） (2) 健康診断票，歯の検査票（整理） (3) 出席簿（年間集計） (4) 学級会計簿（会計処理，報告） (5) 学級備品簿（備品の確認） (6) 学級事務・校務分掌引継ぎ簿 (7) 週指導計画案（時数集計，報告，反省） 2 その他 (1) 学級経営の評価・反省 (2) 標準学力検査等の記録 (3) 諸観察記録・調査記録等の整理 (4) 教室の整理 3 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		

2 月	第 28 週	各教科の授業づくりの工夫と評価 (授業研修②)
授業は、極めて意図的で計画的かつ系統的な営みである。生徒の変容や成長を基にして、教師の指導力を含めて、授業づくりの工夫・改善について理解させる。		
1 授業評価の観点		
(1) 指導目標が指導計画に基づいて明確化されているか		
ア 目標の具体化		
イ 目標の類別化（観点別学習状況評価の観点から）		
(2) 基礎的な知識及び技能の確実な定着を図る指導と、生徒が自ら考え、問題解決に主体的に取り組む学習とのめりはりをつけた授業の展開を工夫しているか		
(3) 指導内容が精選されているか		
基礎的・基本的事項が十分押さえられているか		
(4) 学習環境が整備され、教材・教具が計画的に利用されているか		
ア ICTの活用		
イ 教育機器の活用		
(5) 生徒の実態に即しているか（全国学力・学習状況調査及び熊本県学力・学習状況調査等の結果分析がなされているか）		
実態の把握，分析		
(6) 教師の教材分析は十分なされているか（全国学力・学習状況調査及び熊本県学力・学習状況調査等の問題分析がなされているか）		
ア 個に応じた指導方法の工夫改善		
イ 生徒の自主的，自発的な学習の重視		
(7) 好ましい人間関係が深まっているか		
ア 教師と生徒		
イ 生徒相互		
(8) 「認め、ほめ、励まし、伸ばす」という教育行動指標の実現がなされているか		
(9) 明確な指示や生徒の学びを引き出す発問の工夫や板書計画がなされているか		
(10) 評価の工夫がなされているか（評価基準の精度）		
(11) 生徒の主体的学習活動の場が保障されているか		
考える，話し合う，まとめる，発表する，振り返る等の場面の設定		
(12) 資質・能力等を育む観点から生徒の主体的・対話的で深い学びの充実が図られているか		
2 指導資料		
○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成 29 年 7 月）		
○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年 12 月）※H P		
○ 熊本県教育委員会「熊本県学力・学習状況調査結果」等 ※H P		
○ 熊本県教育委員会「熊本県学力調査過去問題」※H P		
○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月）		
○ 国立教育政策研究所「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和 2 年 3 月）		

3 月	第 29 週	道徳科の特質を生かした学習指導の反省と評価 (授業研修②④)
道徳科の特質を生かした学習指導をいろいろな角度から振り返らせることによって、よりよい授業の在り方について理解させる。 1 道徳科の特質を生かした学習指導の反省と自己評価の観点 (1) 道徳教育全体計画（別葉を含む）の活用 (2) 各教科等における道徳教育の工夫 (3) 年間指導計画の活用と達成度 (4) 道徳科の目標を踏まえた指導内容の理解 (5) 道徳科の目標を踏まえた指導方法の創意工夫と反省 ・教材の提示 ・発問 ・話し合い ・書く活動 ・表現活動 ・板書 ・説話 等 (6) 指導過程の基本について (7) 指導形態の工夫について（G Tの活用，管理職や他教職員とのT T，教師が交代で学年の全学級を回って道徳の授業を行う取組 等） (8) 道徳科の特質を生かした学習指導の記録から見た指導上の改善点 (9) 道徳科における生徒の学習状況及び成長の様子についての評価 (10) 道徳教育用郷土資料「熊本の心」（DVDを含む）の活用 (11) 平成28年熊本地震関連教材「つなぐ～熊本の明日へ～」（DVDを含む）の活用 (12) 道徳科の授業公開 (13) 道徳教育推進教師を中心とした全校的な指導体制を生かした道徳科の授業の充実 2 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上リーフレット」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳科授業力向上手引書」（令和5年3月） ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「道徳教育用郷土資料『熊本の心』広報テレビ番組DVD」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』指導資料」 ○ 熊本県教育委員会「平成28年熊本地震関連教材『つなぐ～熊本の明日へ～』DVD」 ○ 熊本県教育委員会「『郷土を愛する心を深めるために』－道徳教育用郷土資料『熊本の心』活用事例集」 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 総則編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（平成29年7月） ○ 文部科学省「中学校読み物資料集」 ※HP ○ 文部科学省「私たちの道徳」 ※HP ○ 文部科学省「道徳教育アーカイブ～道徳科の全面実施に向けて～」 ※HP		

3 月	第 29 週	性に関する指導の進め方 (一般研修③)												
近年、生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は、生徒の心身の健康に大きな影響を与えている。特にマスメディアやインターネット等による性に関する情報の氾濫や価値観の多様化などにより、若年層の性の問題行動が顕在化している。また、社会では、性情報の氾濫やSNS等を介した性犯罪の発生等が憂慮されており、学校教育での発達段階に応じた指導により、生徒の適切な意思決定や行動選択能力の育成が必要であることを理解させる。 1 学校における性に関する指導の基本的な考え方 (1) 学習指導要領に基づいて行う (2) 保健体育科（保健分野）などの関連教科、特別活動をはじめ学校教育活動全体で指導する (3) 発達段階を踏まえ、心身の発育発達に関する知識を確実に身に付ける (4) 生命の尊重や個性の尊重、思いやりや望ましい人間関係の構築などを重視する (5) 家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得る (6) 集団指導と個別指導を効果的に行う 2 教育課程における性に関する指導 (1) 保健体育科（保健分野）における指導 <table><tr><td>単 元</td><td>(2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) 生殖に関わる機能の成熟</td></tr><tr><td>第 1 学年</td><td>思春期、性腺刺激ホルモン、生殖器の発育、生殖機能の発達、射精、月経、妊娠、個人差、性衝動、異性の尊重、性情報への対処、性に関する適切な態度や行動の選択 ■受精・妊娠を取り扱うが妊娠の経過は取り扱わない</td></tr><tr><td>単 元</td><td>(1) 健康な生活と疾病の予防 (ウ) 感染症の予防</td></tr><tr><td>第 3 学年</td><td>エイズ及び性感染症の増加傾向、青少年の感染、感染経路、エイズの病原体、H I V、感染経路は性的接触、コンドームが有効</td></tr></table> (2) 特別活動（学級活動）等における指導 <table><tr><td>内 容</td><td>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</td></tr><tr><td>各学年</td><td>イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応</td></tr></table> (3) 道徳科などの関連教科や総合的な学習の時間における指導 3 性に関する指導の進め方 (1) 各種年間指導計画、指導内容の確認 (2) 生徒の実態把握（発育・発達、生活習慣、興味・関心、理解力など） (3) 指導内容、教材等の検討（関係職員と協働で） (4) 保護者、地域の理解 (5) 授業実践（内容によっては養護教諭とT Tで） (6) 評価、改善 4 指導資料 ○ 文部科学省「学校における性教育の考え方、進め方」（平成 11 年 3 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「性感染症予防に関する指導マニュアル」（平成 14 年 4 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「エイズを正しく理解しよう」（平成 16 年 9 月） ○ 熊本県教育委員会「性教育の手引」（平成 19 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「WYSH方式による「性に関する教育」実践事例集」（平成 22 年 2 月） ○ 熊本県教育委員会「未来を生きる子どもたちのための「性に関する指導資料」～望まない妊娠と性感染症予防～」（平成 25 年 3 月） ○ 文部科学省「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」[教職員向け]（平成 27 年 4 月） ○ 公益財団法人日本学校保健会「教職員のための指導の手引」～U P D A T E！エイズ・性感染症～（平成 30 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」（平成 31 年 3 月） ○ 熊本県教育委員会「性に関する指導（教育）リーフレット」（令和 2 年 3 月） ○ 文部科学省「生命（いのち）の安全教育指導の手引き」（令和 2 年）			単 元	(2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) 生殖に関わる機能の成熟	第 1 学年	思春期、性腺刺激ホルモン、生殖器の発育、生殖機能の発達、射精、月経、妊娠、個人差、性衝動、異性の尊重、性情報への対処、性に関する適切な態度や行動の選択 ■受精・妊娠を取り扱うが妊娠の経過は取り扱わない	単 元	(1) 健康な生活と疾病の予防 (ウ) 感染症の予防	第 3 学年	エイズ及び性感染症の増加傾向、青少年の感染、感染経路、エイズの病原体、H I V、感染経路は性的接触、コンドームが有効	内 容	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	各学年	イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応
単 元	(2) 心身の機能の発達と心の健康 (イ) 生殖に関わる機能の成熟													
第 1 学年	思春期、性腺刺激ホルモン、生殖器の発育、生殖機能の発達、射精、月経、妊娠、個人差、性衝動、異性の尊重、性情報への対処、性に関する適切な態度や行動の選択 ■受精・妊娠を取り扱うが妊娠の経過は取り扱わない													
単 元	(1) 健康な生活と疾病の予防 (ウ) 感染症の予防													
第 3 学年	エイズ及び性感染症の増加傾向、青少年の感染、感染経路、エイズの病原体、H I V、感染経路は性的接触、コンドームが有効													
内 容	(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全													
各学年	イ 男女相互の理解と協力 ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応													

3 月	第 29 週	特別活動の反省と評価 (授業研修②)
特別活動を充実・発展させるためには、適切な評価を実施し、活動内容の改善を図っていくことが大切である。そのためには、評価の観点を明確にすることが重要であることを理解させる。 1 評価の観点 (1) 計画について ア ねらいは明確であったか。(身に付けさせたい資質・能力) イ 学校、地域、生徒の実態に即していたか。 ウ 時期、時間は適切であったか。 (2) 活動について ア ねらいに沿った活動ができていたか。 イ 参加者は意欲的であったか。 ウ 集団を意識していたか。 エ 自主的、実践的に活動したか。 オ 自発的、自治的に活動したか。 (3) 活動後について ア ねらいは達成されたか。 イ 集団の変容が見られたか。 ウ 実践、継続はなされているか。 エ 次への期待感をもてたか。 2 評価者と時期 (1) 評価者 教師、生徒、地域住民、保護者など、参加者と内容による。 (2) 時期 評価はなるべく早いうちに行う。また、活動案には生徒の自己評価項目を記入しておく。 3 まとめ、記録、保管 実施後は、担当者として報告すべきものは速やかに報告する。学校関係のものは、まとめをして保管し、次の計画立案に生かす。 4 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和 6 年度（2024 年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和 6 年 3 月） ○ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成 29 年 7 月） ○ 文部科学省・国立教育政策研究所「学校文化をつくる特別活動 中学校・高等学校編（中学校・高等学校特別活動指導資料）」（令和 5 年 5 月）		

3 月	第 30 週	PTA活動 (一般研修③)
子供たちの望ましい人間形成を図るためには、学校・家庭・地域社会の役割と責任を明確にし、それぞれが連携・協働しながら教育活動を効果的に進めていくことが大切である。このことから、三者連携の要としてPTAが重要な役割を担っていることを理解させる。また、熊本の学び推進プランで学校、家庭、地域に加え子供と行政を含めた五者が連携・協働した取組を推進していることも理解させる。		
1 目的		
保護者と教師が協力して、学習や活動を行うことにより、子供の健全な成長を図る。		
2 活動内容（例）		
(1) 学校教育への支援・参画活動		
(2) 放課後や週末における子供の活動に関わる機会や場の提供		
(3) 家庭教育の理解に努め、その教育力を高める活動		
(4) 校外における環境の浄化や生活指導を進める活動		
(5) 会員の資質を高める研修		
(6) 会員意識を高める広報活動		
(7) 学校、家庭、地域の連携を図り、三者を結ぶ活動		
3 組織と運営（民主的な規約によって運営されること）		
(1) 運営のための組織		
(2) 活動のための組織		
(3) 自校の組織と運営		
4 留意点		
(1) 教師は学校教育の専門家として、保護者と共に実践し合う。		
(2) 学級PTAが、PTA活動の基盤であることから、計画の立案や運営に当たっては役員等との連携を深める。		
(3) PTA活動は、子供たちが輝く地域づくりのためのネットワークの核として、社会的に重要な役割を担っていることを認識する。		
(4) 学校は法律で定められた公の教育機関であり、PTAは子供の健全な成長を図るために保護者と教師で組織する任意の団体である。（社会教育法第10条、社会教育関係団体）		
5 指導資料		
○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引き くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月）		
○ 熊本県教育委員会「熊本の学び推進プラン」（令和元年12月） ※HP		
○ 各学校PTA総会時配付資料		

3 月	第30週	次年度へ向けて (一般研修③)
1 年間の自分の学級経営について分析・評価し反省を行い，次年度の学級経営に生かすことが大切であることを理解させる。また，自分の学級の課題を整理し，学級編制や次年度への申し送り事項を確認させる。 1 評価項目 (1) 学校教育目標を具現化した学級教育目標及びその達成に向けた手立て (2) 学級経営案に設定した評価項目 2 評価方法 (1) 記述評価 (2) 段階的評価（数字・アルファベット等） (3) その他（諸検査結果） 3 自分自身の1年間の学級経営を多面的・多角的に振り返って (1) 成果 (2) 課題 (3) 課題解決の方策 4 次年度へ向けて (1) 次年度の学級経営の目標 (2) 本年度の反省を生かした具体的実践事項 5 指導資料 ○ 熊本県教育委員会「令和6年度（2024年度）小・中・義務教育学校用基礎期における手引書 くまもとの教師としてスタートしたみなさんへ～基礎期における『伸ばす資質』を踏まえて～」（令和6年3月）		